

参議院大蔵委員会會議録第七号

昭和五十三年三月二十四日(金曜日)
午後一時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 嶋崎 均君
理事 藤田 正明君
細川 護熙君
福岡 知之君
塩出 啓典君
中村 利次君

委員

岩動 道行君
糸山英太郎君
梶本 又三君
河本嘉久藏君
戸塚 進也君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
藤井 裕久君
宮田 輝君
磯山 篤君
竹田 四郎君
多田 省吾君
渡辺 武君
市川 房枝君
野末 陳平君

政府委員

大蔵政務次官 井上 吉夫君
大蔵大臣官房審議官 米里 恕君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

参考人

税制調査会会長代理 木下 和夫君

慶応義塾大学教授 古田 精司君
一橋大学教授 石 弘光君

本日の会議に付した案件
○租税特別措置法及び国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税特別措置法及び国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、税制調査会会長代理木下和夫君、慶応義塾大学教授古田精司君及び一橋大学教授石弘光君の三名の方々に参考人として御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々に、御多忙のところを大変御無理を申し上げ、本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

皆さん方から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にいたしたいと存じております。

これより参考人の方々に順次御意見をお述べ願うのでございますけれども、議事の進行上、恐縮でございますが、お一人十五分程度でお述べを願います。参考人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後に、委員の質疑にお答えしていただくという方法を進めてまいりたいと思っております。各位の御協力をお願いいたします。

げます。

○参考人(木下和夫君) 木下和夫でございます。私、昨年の十一月二十二日以来、税制調査会の会長代理を務めております。

本日は、租税特別措置法及び国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について参考意見を述べようという御意でございますが、この後の方の国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、昭和五十三年度の税収の伸び悩みを考えると、明年度の財政の運営にあたって不可欠の財源の確保を図るためにはやむを得ない措置と考えております。したがって、問題は租税特別措置法の改正に関する点に触れることになりましたが、この問題はしかし、税制全体の立場を離れて論じ切れないものと考えますので、この際、税制調査会の最近の論議を背後に置きながら、いわゆる中期答申及び昭和五十三年度の税制改正に関する税調の答申を中心に申し上げることにさせていただきます。

まず中期答申でございますが、税制調査会は、昭和五十二年十月四日に「今後の税制のあり方についての答申」を提出いたしました。これを普通中期答申と呼んでおられるわけでございますが、この答申は、第一に今後の税制のあり方を検討するにあたっての「基本的考え方」を述べまして、その次に、第二に「既存の税目及び新税についての検討」の要約を示しました。第三に、「今後の税制のあり方についての提言」を行っているものでございます。

以下、以上の三点について順次申し上げます。まず第一に、今後の税制のあり方を検討するにあたっての基本的な考え方につきましては、福祉その他公共サービスの確保を今後とも図りつつ、大量公債等への依存から脱却して、国民生活の安定と向上、国民経済の健全な発展を図るためには、国民に対して一般的な税負担の引き上げを

求めることが必要であるとしております。

第二に、既存の税目及び新税についての検討につきましては、既存の税目及び新税を通じて負担増加の可能性を探るという見地から検討を行ないますとともに、税制の仕組みの問題のうち主なものにつきまして審議を行い、その要約を示しております。

さらに第三には、今後の税制のあり方についての提言につきましては、まず第一に述べました基本的考え方とところで検討いたしましたところのいわゆる不公平税制の定義に即しまして、国民に一般的な税負担の増加を求めるにあたりましては、租税特別措置、いわゆる私どもは政策税制という言葉を呼んでおりますが、この租税特別措置につきまして今後一層強力に整理合理化を推進すべきであるとしております。

次に、既存の税制の枠組みの中においても増収を図るべきであった、この見地から間接税等の負担の適正化と法人税の税率の引き上げを検討すべきであるとし、さらにこれらの措置を実施するとしてもなお問題の解決にはほど遠いと考えられるので、所得税及び個人住民税について一般的な負担の引き上げを求めるか、あるいは広く一般的に消費支出に負担を求めるか、あるいは新税を導入するかという問題に直面せざるを得ないが、これはまさに国民が選択すべき重要な課題であるとしております。

しかも、この選択の問題について示された税制調査会の考え方によりますと、所得税等に大幅な負担増加を求めることには限界があると考えられることから、広く一般的に消費支出に負担を求めることと、一般消費税を導入することを考えるべきであるという判断が示されております。そして、一般消費税の導入につきましては、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入の必要性について国民に十分な理解

を求める努力を払ってほしいということを述べておるわけでございます。

なお、中期答申に示されました以上の提言は、あくまで中期の視野に立つものでございまして、その実施につきましては各年度の税制改正において、それぞれの時点における経済情勢等を配慮しつつ、財政政策全体から総合的に判断すべき点としております。ただ、その際留意すべき点として、財政における大量公債等への依存の事態に対して、対処策を講ずることがおくれればおくれるほど問題の解決を一層困難にすると思っております。

以上がいわゆる中期答申の概要でございます。次に、昭和五十三年度税制改正に関する税調の答申について申し上げます。

税制調査会は、昭和五十二年十一月十一日、新しい委員の任命によって発足したのであります。が、同年十二月二十日に「五十三年度税制改正に関する答申」を提出いたしました。この答申に示されました基本的考え方と具体的な税制改正の方針は、おおむね次のとおりでございます。

第一に、中期答申との関連に関する問題でございます。中期答申が提出されて以来、わが国経済財政をめぐる諸事情は一段とその厳しさを増しつつあるわけでございますが、中期の視野に立つ限り、中期答申の基本的考え方及び今後の税制のあり方についての提言をここで基本的に変更する必要はないと判断されるので、中期答申の考え方を踏まえつつ、昭和五十三年度税制改正について検討を行うという態度をとっております。

第二に、昭和五十三年度税制改正の基本方針につきましては、最近の内外経済情勢や財政事情からすれば、昭和五十三年度の財政運営は、一方において内需の拡大の要請にこたえなければならぬと同時に、他方では、なお財政節度の維持に極力努力をしなければならぬというきわめて厳しい状況にあると判断をいたしまして、こういう事情を踏まえて総合的に検討した結果、昭和五十三年度税制改正の基本的考え方としては次のとおりとす

ることが適当であると言っております。

すなわち、まず経済情勢を考えると一般的増税を行うことは適当ではない。一方、中期税制のあり方等からすれば所得税の減税を行うことも適当ではない。

次に、租税特別措置、いわゆる政策税制につきましては、昭和五十一年度以降、企業関係特別措置を中心としてかなり大幅な整理合理化が進められ、その努力についてはそれなりの評価は与えてよいが、さきの中期答申の趣旨に即して租税特別措置の整理合理化を一層強力に推進すべきであるということ。

さらに、当面の経済運営に背馳しない範囲においてできるだけの増収措置を講ずることとし、まず第一に酒税の従量税率の引き上げ、第二に有価証券取引税の税率の引き上げを行うと同時に、第三に石油税を創設することとする。また、内需拡大等の観点から、民間設備投資の促進に資するために住宅取得促進税を実施し、住宅対策に資するために住宅取得控除を拡充する。そのほか、タックスヘイブン対策、中小企業対策等の措置を講ずるというものがその概要でございます。

さて、昭和五十三年度税制改正につきましては、すでに政府から提案され、ただいま審議が行われておりますが、昭和五十三年度税制改正関係法律案は、いま申し上げましたような税調の答申の線に沿って提案されているものと理解しております。

なお、社会保険診療報酬課税の特例の是正につきましては、答申は重ねてその是正を強く要請したのであります。が、今回もまたその是正が見送りになつたのはきわめて遺憾に存じます。ただ、その後伝えられるところによりますと、自由民主党においてこの特例の存続期間を五十三年度末とし、その間これに対応する諸般の施策を速やかに講ずることとする旨を決定され、これに伴って議員立法を行う動きがある由に承っておりますが、それが事実でありますならば、これまで以上に比へますとかなり前進したものと評価されますので、ぜひそ

の実現方をお願いしたいと思ひます。

終わりに、今後の税制調査会の進め方について付言をいたします。次のとおりでございます。

昭和五十三年度の税制改正に関する答申におきましては、特に一般消費税について中期答申でその骨格が示されましたものの、国民の間にもっと具体的な仕組みについて提案を受けて議論を深めたいとする機運が起こっているものと判断されますので、今後できるだけ早い機会に各方面の意見等を織り込みつつ、わが国の経済取引の実態に即応した仕組みの具体案を取りまとめまして、これを基礎として広く各方面の検討を求めるよう措置することが適当であると述べております。したがって、税制調査会といたしましてはできる限り早い機会に審議を再開し、この問題を中心に検討を始めたかと考えております。

以上でございます。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございます。

次に、古田参考人にお願ひいたします。

○参考人(古田精司君) 慶応義塾大学の古田でございます。

できるだけ簡潔に申し上げて参考人としての責務を果たしたいと考えております。

五十三年度予算案と租税政策、特に租税特別措置、法人税、一般消費税、この点につきましてお話し申し上げたいと思ひます。

今年度の租税印紙収入の予算額につきましては、二十一兆四千五百億円でございますが、少し過大見積もりじゃないかというふうな疑念を持っております。昨年度当初予算が十八兆二千四百億円でありましたけれども、御存じのように、補正後第二号予算では十七兆一千三百四十億円に低下いたしております。現在の円高持続状況を考えますと、これは今後の景気調整との絡み合ひで考えるべき問題かと思ひますが、果たして万全を期しているのかどうか、これが気がかりであるということとを最初に申し上げます。

本題に入りまして、本年度の税制改正に関しま

して、租税特別措置の整理合理化等によりまして平年度四百九十億円の増収見込みがあるという点、これは評価できるのではないかと考えております。特別措置の整理合理化を要求する声というのは、税制調査会を初めとして声が高まっております。その理由でございますが、御承知のように租税特別措置が一定の政策目標を達成するための手段として、減免税によるインセンティブ効果をねらっているわけであります。ところが、その反面三つのコストを支払っているのではないかと。

第一番目は、御承知のとおり租税負担公平、特に水平的公平という原則を阻害しているのではないかと。もちろん所得税では総合累進課税の構造が弱りますので、垂直的公平の原則をも阻害しているわけでございます。

二番目のコストですが、個人とか企業の経済活動に対する租税の中立性という原則、これも阻害されているという点。

第三に、租税特別措置が現在の段階で国民一般の注目を浴びつつある、そういう状況では納税道義いわゆるタックスモラルの面で悪影響を及ぼしているのではないかとこの三つのコストをここでは考慮すべき段階にきていると思ひます。そして、特に昭和五十三年度に多くの特別措置が期限切れになりますので、その際、次に申し上げますようなテストをお考えいただければ幸いと考えております。

第一は、個々の特別措置が真に合理的な公共目的にかなっているのかどうか。

二番目は、個々の特別措置がもたらす公共利益が、先ほど申し上げました三つのコストを上回っているのかどうか。

三番目は、個々の特別措置が同じ公共目的を達成する別の手段と比べて果たして最善の措置と言えるのかどうか。

例として申し上げますと、政策手段と目標の間コンシステンシーを保つために、たとえば一方では貯蓄奨励のためという目的で利子所得の課税の特例を設けておきながら、他方ではまた自己資

本の充実という目標を追求するため配当課税措置を設けるといった矛盾というのは、やはりこれは避けるべきではなからうか。したがって、現行の租税特別措置をなめると、先ほど申し上げました三つの基準をベースとするようなものはきわめて少ないのではないかと考えております。したがって、今後とも租税特別措置の整理縮小に努めていただきたいと思います、そう考えております。

第三に、現在の財源対策と法人税について簡単に申し上げたいと存じます。それは租税特別措置の整理縮小を重ねても、現在直面しているような税収不足という事態には対応できないのではないかと、そういたしますと、一部には法人税率の引き上げとか、あるいは大企業と中小企業の間で累進税率を設けて税負担の格差を設けようという案が出されております。要するに、法人企業の税負担の増大を求めるのが近年わが国では確かに高まっておりますが、その際お考えいただきたい点は、企業自身が税を負担するということはあり得ないということであり、つまり法人税の場合、必ずや株主が経営者から従業員かあるいは消費者が、究極的にはそういった経済主体が負担することになるわけであり、ただ問題は、現在のところそのどの経済主体が負担するのか、その負担割合がはつきりまだ解明されておられません。したがって、仮にアメリカの財政学者の第一人者でありますマズグリブ教授が仮定いたしましたように、法人税の三分の二は株主に負担され、残り三分の一が消費者に負担されるというふうにいたしますと、法人税の負担を引き上げた場合に、三分の一は消費者の方に転嫁されまして、企業の負担の増加にはならないわけでございます。

同じように、法人税に累進税率を導入した場合でも、恐らく大企業は名目的に企業分割を行うなりあるいは細分化を行うというふうな、いわゆる租税回避の行動に出ることが十分予想できるわけでございます。

今後の財源対策といたしまして法人税率の引き上げなり累進税率の採用を考慮するとすれば、そ

の際法人企業の対応、つまり行動変化、私どもの言葉で申しますとアナウンスメントエフェクトと申しておりますが、それを十分に計算し尽くす必要があるのではないかと、そのような計算なしに踏み切るといふことは非常に危険ではないかと考えております。言葉をかえまして、法人税の問題はそのアナウンスメントエフェクトを含めたところの経済効果を突き詰めた上で御議論いただきたいと、そう考えております。従来ともすれば実在説とか擬制説とかいったどちらかと言えばドグマ的な、あるいは哲学的なそういった側面だけで議論がなされる傾向がございますけれども、そういう面だけではなくて、ただいま申し上げましたような経済効果に御注目いただきたい、そう考えております。

最後に、財源対策に関連しまして一般消費税について若干申し上げたいと存じます。

私見でございますが、財源対策といたしましてはE.C.型の一般消費税を一度見直すことが必要ではないかと、確かに新税は悪税でござい、しかし、社会の進歩につれて税制の進歩を常に図るべきではないだろうか。特にわが国の場合種々雑多な個別消費税、特に物品税というねらい打ち消費税がござい、これはすでに時代遅れであって、その役割をもう果たしてしまつたのではないかと、つまり一般消費税にその場を譲るべきではないかと、特に一般消費税の持つメリットを考え合わせますとそういうふうな言わざるを得ないように考えております。そのメリットと申しますのは、およそ四つほどございます。

第一番目は、一般消費税が御承知のようにシンブルな税制であるという点、物品税でござい、と御承知のとおり自動車とかテレビとか冷蔵庫とか、そういう特定の財をねらい打ちいたしますが、一般消費税の場合には一般的財、サービスに広くかかるという意味で非常にすっきりした税制だと考えられております。

二番目のメリットは、中立かつ公正な税制である。その意味は、経済の資源配分、産業構造をゆ

がめない。しかも所得税のように名目上は公平でありながら、クロヨンといった徴税上の不公平を持つておりません。これは付加価値税にはございせん。

三番目のメリットといたしまして、税収目的にとつて有効な手段であると考えております。つまりタックスベースがかなり広いわけでございます。広範囲にわたつておりますので、低い税率で十分な税収が上げられるという点。

それから第四番目は、これが問題になるかと思ひますが、国民性にどれだけマッチしているか。所得税の場合ですとブライバシーを侵すという点がよく議論されます。そういう点で一般消費税にはございせん。それから消費しなければ一般消費税は負担しなくてもいいという点がござい、ます。そして最後に、現在の日本の国税制度を見ますと、直接税中心主義と申しますよりは直接税偏重主義になつてゐるのではないかと。

しかし、一般消費税の持ちますデメリットもここであわせて申し上げるべきかと存じます。それは第一に、税率格差が現実にはござい、す。E.C.諸国を見渡しましても、生活必需品には低い税率、ぜいたく品には高い税率、そして便宜品には中くらいの税率。そういったものと、実は最初に申し上げましたメリット、シンブルな税制というメリットと矛盾するわけでござい、まして、どうしても複雑な税制に陥りがちでございます。

二番目は、二番目のデメリットでございます。逆進性とすなわち大衆課税という点がしばしば指摘されてゐる点でございます。この点につきましまして、たとえばフランスとかドイツとか実証分析した結果を見ますと、税率格差のためには必ずしも逆進的ではないという結果が出ております。そしてまたデンマークでは、たとえば低所得者のために年金増額を行つたり、あるいは所得税の税率引き下げを行つたり、そういった措置をあわせてとつております。

三番目のデメリットといたしまして、行政コス

トあるいは徴税コストでござい、す。E.C.諸国をながめてみますと、これは個別消費税ないしは売上税を持つていた国が一般消費税に切りかえしたもので、その点予想したほど徴税コストで苦しんでおりません。

それから四番目に、やはり企業面から見たコストを見てみますと、これもしばしばわが国でも議論されておりますとおり、かなり企業活動に影響があるのではないかと、かなり言われておりますが、大企業には影響が見られておりません。中小企業の場合はどうかと申しますと、フランスではたとえばフォルフェ制度を採用いたしております。税務署が納税者にかつて計算しているという点から、やはり企業のコストは予想したほど大きくはないという点がござい、す。

最後のデメリットといたしまして、これが一番重要な一般消費税批判になるかと思ひますが、物価への影響がござい、す。これにつきましまして、財政学者として私も、物価が確かに高くなるかと申しまして、一般消費税は必要な税収を国民が負担するのであつて、いわゆる物価騰貴とは違ふんだというふうな理解いたしております。物価上昇との関連で申しますと、一般消費税を採用するタイミングが大切ではないかと考えております。たとえば景気の停滞期に一般消費税を導入いたしますと、かつてのドイツのように物価が半年で〇・九%しか上がらない。ところが、オランダのように景気上昇期に一般消費税を導入いたしましたため、便乗値上げも加わりまして五・一%上昇いたしております。もつとも一般消費税がそのうち一・五%寄与したという計算例もござい、す。したがって、一般消費税導入となりますと、経済情勢を十分に考え、また政府は十分なPRを行つて、さらにデンマークのような所得政策的な措置も併用することが必要ではないかと。

結論といたしまして、わが国財政が直面いたしております財源問題を解決するために、一般消費税を前向きに検討されることが必要なんではないかと、私は考えております。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございました。

次に石参考人をお願いいたします。

○参考人(石弘光君) 御指名いただきました石でございます。時間が限られておりますので、やや一般的な視点ではございますが、以下二点に絞りまして日ごろ考えておりますことの一端を述べさせていただきます。

第一の問題は、中長期の視点から見てわが国で今後増税が必要かどうかという点、第二点が不公平税制との絡みで租税特別措置のあり方をどう考えるべきかという視点でございます。

第一点の方から話を始めたいと思います。これは当然今後増税が必要だという、そういった問題と絡んでくるわけですが、すぐいまいやれといったような議論ではございません。御承知のように、目下円高不況がかなりわが国の経済に深刻な影響を与えておりまして、仮に増税をしたいといつてもできるような経済環境にないという点はどうなともお認めのことと思います。したがって、今後経済が回復いたしまして増税ができる条件がきたとき、果たして増税をすべきかどうかというところの方の議論というふうに御理解いただきたいと思ひます。

結論から申しまして、私は将来わが国において増税は不可避であろうと考えております。理由は幾つかございますが、一番大きな理由は、現在の財政赤字というものはやはりこれは構造的なものであらうと。仮に完全雇用になったとしても赤字が残るという意味で、完全雇用赤字であらうと考えております。したがって、循環的な赤字ではなく、景気が回復して自動的に解消するといふ赤字でもない。したがって、構造的に赤字が積み重なる体質ができております。したがって、これをいずれかの時点において解消する方向に持っていくべきである、これが第一の理由でございます。

第二は、当然このように積み重なって累積してきますと言ふならば過度の財政赤字というものは、さまざまな弊害をやはり与えるであらうということとあります。これに關しましてはいろいろの方がある中で申しておりますので詳しくは触れませんが、たとえば当然のことクラウドディングアウトの心配が出てまいりますし、財政の本来持つ資源配分機能を阻害されるというおそれもありますし、あるいは財政規律の弛緩を通じて財政支出がむだ、浪費といった視点で支出されるといったような心配も大いにあるわけでありまして、したがって、当然ある時点財政のバランスの回復に努めるべきであらう。この時点というのは、今後ある程度経済が回復した、あるレベルに達したときであらうというふうに理解しております。

したがって、中長期に見まして増税というものを避けられないということならば、こういった課題を抱えつつ短期的な、たとえば五十三年度予算といったようなものの問題も考える必要があるであらう、このように考えております。

このためにまず第一に念頭に置くべきことは、将来どのぐらいの財政赤字というものが出てくるのであらうか、そういった予想され得る姿というものを念頭に描くことであらうと思ひます。たまたま大蔵省で財政収支試算というものを提出いたしまして、国会で問題になったのをわれわれ新聞報道等々で承っております。しかし私の感じでは、それが試算をやりまして、程度の差はあれ、あのような結果がいずれは出てくるのではないかと。つまり、高度成長というものがもう考えられないという以上は、試算の前提を幾つかかなりドラスチックに変えても、将来積み重なってくるであろう財政赤字というものを避けられないであらうと、こういう感じがいたしております。したがって、その試算のいろいろな諸過程の吟味あるいは不備、これは十分あると思ひますが、その指摘より、より重要なことはやっぱり将来財政赤字というものが実態として出てくるのである、これを

を避けられないのだというそういった認識を持ち、その財政赤字の実態というものを直視して今後の財政運営というものを考えるべきである、このように考えております。

したがって、このようかなり厳しい状況で今後の財政運営を考える必要がある。その視点から一番やはり重要なのは、財政規律とフィスカルポリシーというものを何らか両立させるような方向で考えなければいけないということであらうと思ひます。と申しますのは、わが国の経済、特に民間の経済は昔ほどの活力はございません。したがって、財政の出番が今後出てくる回数が増えます。避けれない。そうなりますと、財政による景気の刺激というものが常に問題になる。これは財政赤字の解消の問題、言うなれば財政再建と当然矛盾してきます。今後こういうことが非常に大きな問題になるという以上は、この両立というものが考え得るならば考えられなければいけない一つの条件であらうと考えております。

そこで、可能な条件はありますが、それはかなり厳しい条件、それでかつこれは一つしかないのであらうと考えております。それは財政をいかに景気引き締めに使ふかということでありまして、と申しますのは、財政を刺激的な方向に使うのはいとも容易でございますが、財政を引き締める方向に使うのは当然のこと増税、歳出削減あるいは抑制、そういった政策の選択になるわけでありまして、これは国民に苦痛を強いる、言うなればなかなか政策的にかつ政治的にもとりにくい政策の選択になります。好況期に財政を引き締めるに運営いたしましてそれで余剰を造出し、その余剰でもって過去に生み出した財政の赤字を相殺するといふ、そういったルートをつけければ、恐らく財政の規律とフィスカルポリシーというものは両立するはずであります。あるいは景気の一循環でもやり方によっては両立すると思ひます。したがって、何度も申しますように、かぎは、いまの時点より今後景気回復が現実になり、かつ景気が過熱気味になり、インフレへのお

それが出てきたときに、そういった不人な政策をどれだけとれるかというところに今後の財政運営の大きなかぎがひそんでいるような気がいたします。したがって、現在景気刺激から減税というそういった主張は、裏返せば景気が過熱ぎみになったときに当然増税といったような言いにくいことも政策のプログラムにのせなければいけないという、そういったつながりがあるわけでありまして、仮にその増税というものを避けて通らなければいけないという主張ならば、現在景気刺激という視点から減税というものは余り大きく声を大にして言うべきではない、このように考えております。これが第一の問題。

第二は、先ほど申しました不公平税制、租税特別措置、それをどう考えるかという視点でございます。私の立場から申しまして、増税が不可避と考えると、今後この増税をどういうふうな具体的なルートで検討するかというところが次の問題になってくるわけでございます。先ほど木下先生もおっしゃいました昨年の税調の答申以来、不公平税制の是正というのは今後の増税のプログラムの大前提になっているというところは、これは国民一般に広く認められていることであらうと思ひます。租税特別措置法もこの不公平税制の是正という一環から取り上げられるべきであると、事実そのように取り上げられているんだらうと思ひます。

そこで、まず一般論をいたしまして、租税特別措置法に關しまして私は次の二点を主張いたしたい、強調いたしたいと考えております。

第一点は、原則として私は租税特別措置法を認めるべきではないと考えております。理由は簡単でございます。先ほど古田先生がコストという言葉で御説明になりましたが、三つほど御指摘になりましたが、その第一点が一番高いコストでございます。税制の生命でもあるといふべき課税の公平というものを租税の特別措置法は大きく乱す、そういった要因になるからであります。課税の公平というのは、税制を一般的に広く包括的に

適用することから出てくることであります。したがって、税制の一般性、包括性というのが一番重要な条件になります。ところが、特定のグループ、特定の経済行為あるいは人々、そういったものに特に限定いたしまして優遇措置を与えるという措置は、必然的に税制の不公平を招くという点でありまして、この点を強く主張したいわけがあります。と申しましても、世界各国の事情を見ますと、租税特別措置を一〇〇％使うなどでは言い切れないと思います。そこでその存在を認めるときは、あくまで原則を踏みにじる例外的な措置であるという立場を堅持すべきであります。したがって、その適用の期限あるいは対象の範囲などは厳しく条件をつけ、期限切れのときは一たん廃止する、安易に継続しないといったような、そういった歯どめが必要であると考えております。要約して言いますれば、臨時的な性格というものをあくまで特別措置にはつけておくべきである。そういたしますと、現在の日本の経済の大きな目標から言いますと、恐らく省資源とか省エネルギーとかいうものに限られるのではないかと考えます。端的に申しまして、私が認める言うならば許容範囲はきわめて狭いと言わざるを得ません。

これに関連しまして、昭和三十九年十二月に税調で出しました、これもしばしば引用されておりますが、租税特別措置を廃止するときのいろいろな理由あるいは継続するときの原則というものが公の文書になっております。これをもう一度思い起こすべきであらうと考えております。

それから、租税特別措置に關しましてもう一点主張したい点は、タックスエクステンデチャーという概念を強く打ち出すべきである、つまり直訳すれば租税経費というタックスエクステンデチャーですね。これはアメリカを中心に最近財政学界でも広く取り上げられております。過去二回ほど出席いたしました国際会議でも、これが各国の参加者の関心を呼び共通テーマになりまして、その意味では世界的な問題になっていると言えると、思

います。

これはどういふものかと言いますと、租税特別措置というものは、税制の公平性を損なうもの、つまり租税側から支出されるエクステンデチャー、支出であるという視点を導入するわけであり

わが国では、どうも過去に余りにも安易に税制というものを政策手段に使い過ぎてきたきらいがあるというふうに私は考えております。これが過去の租税特別措置の大きな拡張につながった原因である、このように思っています。そこで、こういった視点から重要なことは、タックスエクステンデチャー対直接的な補助金、つまり英語で申しますとダイレクトサブベンディという選択を常に考えるべきである。一定の財政資金を有効に使おうと一たん取って支出の方で補助金あるいは移転支払いで払うか、そういったことを一つ一つ対応をつけて考えるという考え方が重要であります。つまり効率的な公平なそういう視点から財政資金を使うときに、そうむやみやたらに税の方でまけてしまふのがいいかどうかというの、当然のことと再考の余地があるわけでありまして。たとえば、税の方で零細企業あるいは弱者救済といった形でまけるのも一つの手法とは思いますが、それを一たん取って、補助金なりあるいは社会保障で還元するということも十分考えられる、この方が効率的であり公平であればはるかにこの方がいいわけでありまして。日本の予算編成のプロセスにおきましては、余りこのタックスエクステンデチャーの地位が予算の中では高くございせん。アメリカとかドイツではすでにこれが予算編成の中にならないうちにコミットしてあります。したがって、失われる財源といった視点から、予算編成プロセスの中でもこの租税特別措置と財源の関係というものをもうちょっと検討してもいいのではないかと、この印象を持っております。

この租税特別措置法に關しましては、要約しますと、今後たどるであらう日本経済の進路から考

えまして、過去にとつたような資本蓄積とかあるいは輸出振興とかいった特定の政策目標から税制で優遇するといったようないわゆるタックスインセンティブの役割りはもう使命が終わったんではないかと、このように考えております。これから必要なことは、税制の公平という視点を大きく打ち出して、国民全体が納得できるようなそういう税制にする、それが今後の増税というものが避けられないとなつたいま、国民に対する一番大きく政策当局がやらなければならない務めであらうというふうに考えております。かかる意味では、ここ数年間政府あるいは財政当局が租税特別措置法の整理合理化ということを促進されておりますが、この努力は大いに評価すべきであるし、今後不退転の決意でもってこの方向を一層推進していただきたい。つまりこの方向と逆行するようなことをすべきではないというように、このことを意見として強く述べたいと思つております。

最後に、きょう取り上げました第一の問題と第二の問題の關係でひとつ結論をつけまして、不公平税制ということが大きな話題になり、これは絶対に正しななければならないことであるが、これを解消したからといって、将来起こり得る財政赤字の解消に必要な財源が十二分に出てくるとは、当然言えないわけでありまして。したがって、やはり今後は税制をひとつ公平なものにして、広く一般の国民大衆に負担をお願いするといふか、この税制系にもつていかなければいけない。よく言われますように、日本の租税負担率はまだまだ国際比較の点から低い、これだけ世界的に注目される国民としてはまだまだ低いわけでありまして。したがって、まだ私は租税負担率を引き上げる余地はある。ただいろいろ条件はございまして、そういう視点で、税制改正というのを今後考えていくべきであらうと、このように考えております。

終わらしていただきます。

○委員長(嶋崎均君) どうもありがとうございます。

以上で参考人各位の御意見の陳述を終わりました。それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○福岡知之君 二、三各参考人にお伺いしたいと思います。

まず、木下参考人でございますが、先ほどの税調の代表というお立場から、いろいろお話を伺いました。その中で、中期答申については考え方としてその基本をさらに堅持しながら今年度の税制改正、あるいは将来に向かって改革を推進していきたいということが妥当と、こういうふうなお話でございました。今回のこの租税特別措置、先ほども古田先生のお話にも出ていましたように、今年度の改正に伴う収税は四百九十億程度だと見積もられておるわけでございます。昨年度、平年度でございまして二千三百四十億、こういうことで約四、何分の一ぐらいの収税増にしかならない。改正の項目はわりあい多うございまして、金額面では昨年に比べてかなり減つていふこと、少くは十分ではないかというふうには私は感じるわけでございまして、税調の方ではどのようにお感じになっておられますか。

それから、古田参考人の方にお聞きをしたいと思つていますが、先ほどのお話の中で大変参考になるお話を拝聴いたしました。なかんずく一般的にいわれている消費税創設問題につきまして、しからば古田参考人の場合は、わが国の現状に照らしまして、あるいは国民の気持ちという点も先ほど述べられましたけれども、それ以外に中小企業が非常に多いということ、あるいはまた流通機構が大変特殊日本的であるということ、そういう前提で考えた場合に、古田参考人は、導入するとして場合に、E・C型とかいろいろあるやうなわけですが、お互いにこれ勉強をされているわけですが、どのような示唆を与えていただけるものか、お伺いしたいと思います。

それから、最後に石参考人にお伺いしたいと思います。

います。不公平税制の是正ということではきわめて明快な御見解が示されました。もちろんそういうことを前提に税調の方でも考えておられることだろうとは思いますが、そういう立場で今回の租特の改正について、木下参考人と同じような点でお伺いをしたいと思うんです。十分これはもつとやれるんじゃないのか、やるべきじゃないのか、こういう点であります。

それからそれに関連しまして、投資促進税制が今回時限的に導入されようとしておりますが、私は少なくともその効果についてやや疑問があるんですけれども、どのようにお考えかということ。

それから、これは三参考人ともそうでございますが、時間があれば触れていただきたいのは、今回まあ所得減税をめぐることで、衆議院審議の段階で与野党間で一定の結論が出ました。あれをめぐりまして、予算委員会も参議院でも今日統一しておりますが、当大蔵委員会でも、かねがね公共投資中心によるその景気浮揚への波及効果と減税による波及効果というものをめぐっての議論があることも御承知のとおりであります。私は、まあ所得減税というのは今回のように三千億程度では余り意味がない。やはり一兆円以上の水準のものをするべきではないのか。公共投資に数兆円のお金を投じるならば、その波及効果より若干少ないかも知れないけれども、一兆円ぐらいをこちらの方へ回すべきじゃないのかと、そしてまあ景気というものは、単に事業の実績ベースが上がっていく、仕事量が拡大する、資金の回転が速まる、結果として雇用も一定水準が拡大するということをもつてその公共投資が緊急用には最大のものだといつて割り切るには、いささか今日の日本の経済の体質から言っても問題なしとしない。むしろ過去四年間の景気浮揚の実態、あるいはまた政策的ないろんな手段、効果というものを見れば、この際思い切って気分を転換するために一兆円水準の私は減税がやはり効果があるんじゃないかと、こう考えておったんですが、いまやそれもむなし願望にしかすぎなくなりましたが、これはお三

方、ひとつ御意見があればお聞かせ願いたいと思

います。

○参考人(木下和夫君) 第一点でございますが、昨年度に比べて五十三年度の租税特別措置の整理に基づく増収措置が不十分ではないかという御指摘であらうと思ひます。恐らくそれは、企業関係の特別措置の整理に基づきますところの増収は五十三年度で四百九十億になつておりまして、これは昨年度に比べますと百五十億程度のふえ方でございますから、企業関係の特別措置の整理というのはいささかもその勢いを衰えさせておるんではない。ただ問題は、五十二年に利子・配当に関する課税源泉率というものを従来の三〇%から年次計画で三五%に引き上げる等の措置がございまして、税制特別措置法の緩和といひますか、緩和に基つくとところの増収が昨年度は千七百五十億を合計いたしましたところの二億を超える増収措置が租税特別措置の整理によつて行われたわけでござい

ます。ことは利子・配当の問題は昨年と同じ源泉率三五%を維持しておりますから、新規に増収措置が表には出ておりませんけれども、しかし中身といたしましては、私は五十二年に増して五十三年度は整理が進行しておるというふうに考えております。

それから第二点は、最後に御指摘の所得税の減税をことしやるべきではないか。

まず税調の審議の中から申し上げますと、税調の中でも、実は五十三年度の税制改正につきまして、一つは個人消費を伸ばすために所得税の減税をしろという御意見、それからもう一つは、物価の上昇について物価調整の意味での所得税の減税という、論議は異なりますけれども所得税の減税を主張される意見がございました。しかし、全体といたしましてまじめ上げられましたものは、大数多数の意見が所得税減税には消極的であつたといふことから、あのような答申になつた経緯がござ

います。私自身の意見をそれにつけ加えますれば、私は

いま個人消費をふやすために所得税を減税するといふことの効果はきわめてわずかである。言いかえれば、個人消費を決定する要因というのはさまざまございまして、税引きの所得、いわゆる可処分所得がその一つでございましょう。第二はその個人が持つておる、言いかえれば将来の見通し、その所得が将来とも継続していくかどうか。あるいはそのうちに失業するのではないかという心配等々の問題で、普通に恒常所得仮説と申しておりますが、その要因が個人消費を決定する第二の要因であらうと思ひます。それから第三の要因は、個人所得はまた個人が持つておりますところのさまざまな資産の保有によつて決まると。所得は同じであつても資産をたくさん保有しておる人は消費が大きいといふような関係がございまして、いわゆる消費関数に関する議論というのは、その三者をやはりあわせて考えなければいけない。

ところが、いまから十年あるいは十五年前の議論というのは、どの国でも、可処分所得をふやせば個人消費はふえと。そしてそこにいけば消費性向といふものを掛け合わせれば、減税によつてどのぐらい個人消費が全体として喚起されるかといふことを容易に計算できたわけでござい

ますが、御承知のとおり、最近は今後の所得の動向に対する見通しがきわめて不安定でございま

す。いつ失業するかもしれないという問題もござい

ます。それからまたごく最近では、私どもが注意

しなければならぬのは、個人消費の動向について非常に大きな影響を持つものは、一つは価格効果であつて所得効果ではない。言いかえれば一般に価格が下がつてくると消費がふえるという傾向が西独や米国の他の例ではっきり出てきております。わが国でもいまの物価上昇率の低減が相当長く続きますれば、私はこの傾向がはっきりと出てくるのではないかと思ひます。そのように、個人所得をふやすために所得税の減税をする、言いかえれば可処分所得をふやしてやるといふ考え方は現在では余り強くない、余り強い効果を期待できないといふのが私の意見でございまして、そ

の見解から申しますと、いまの財政の状況を全く無視して、しかも所得税こそ税制の中で中心を占めるべき最もいい税だと私は思つておりますから、そういう税の地位を維持していくためにも、所得税減税にかゝる個人消費喚起の方法があるならばその方がよろしい。所得税減税で個人消費を刺激しようといふのは非常に安易であるといふふうに解釈をしております。

○参考人(古田精司君) 先ほど御指摘ございまして、わが国の現状に即し、かつまた、中小企業あるいは流通機構の特殊性をも考慮した上で導入を考へるべきではないかと、そういう御指摘がございまして。全くそのとおりだと、そのように考えております。

先ほど私が申し述べました一般消費税に関する意見は、実は昨年まで二年間かかちまして六、七人の研究者で共同研究をいたしました結果の結論でございまして、それをまとめまして、先ほど私の意見として実は申し上げたわけでござい

ます。その際、やはりわが国に一般消費税を導入した場合、国民性などの程度マッチするのとかいう点で種々やはり議論が交されました。一番身近な例を申し上げますと、先ほど所得税に關しましてプライベートの点を挙げました。たとえば国民がプライベートと公平といふものをどういうふうに考えているのか、もしオルタナティブとしてどちらかとこれといふことになればどちらを国民は選ぶだろうか。私は率直に申しまして公平を選ぶと確信をいたしております。ところが、実は学生十人ほどと議論してございまして、ちょうどいい機会だと思ひまして、諸君ら目をつぶつてはしい。いま所得税が附加価値税かという議論をやつてきたけれども公平がプライベートかという問題になつた、そこで率直に聞きたいけれども諸君らはどちらをとるのか、人の意見を参考としないで自分の意見で答えてほしい、だからここで目をつぶつてはしい、そして手を挙げてほしい。そして結果を調べましたところ、驚いたことにプライベートが八で

ございまして、公平が二でございました。それを私がその十人の学生に告げましたところ、オビニオンリーダーと思われる学生が手を挙げました。先生、いまの結果はおかしいと思います、どこがおかしいんだと聞きましたら、私は十人が十人公平よりもブライバシーをとると、こう思ったと。これは愕然といたしました。私としては非常に奇異な体験でありまして、世代が違ふと物の受け取り方もこれだけ違うのかというふうに考えました。したがって、先ほど御指摘のとおり、一般消費税を導入する際に、特殊日本のなこの状況の中において国民の方がそれなりの理解をもって受け入れてくれるかということは非常に重大な問題だと私も考えております。ただ、先ほどの例で申し上げましたように、世代間でやはり価値観がますます微妙に移動しつつあるように私には受け取れます。したがって、付加価値税がなぜこれまで一般消費税がなぜわが国においてすんなりと理解されなかったかという点につきまして、やはり私は公平と平という問題もさることながらむしろブライバシー、つまり付加価値税がもし導入されますというのと、企業にとつてのブライバシーが侵されるといふ点が一つ重大な問題として、余り表面だつて議論されておられませんけれども、あるのではないかと。そういったしますと、言つてみれば、たゞまゝでは賛成しながら本音はやはり企業のブライバシーが税務署によつて侵され、これは大変厳しいといふところで、最も近代的な租税であると言われているような一般消費税について、たゞまゝでは賛成しながら実際には受け入れられないという点が強く働いているのではないかと。先ほど中小企業についてはどうか、あるいは流通機構についてはどうかというふうな御指摘がございました。確かに、たとえば流通機構で申しますと、自動販売機に、たとへば百円玉入れますと現在ではするつと一本出てまいります。しかし一〇％の付加価値税を導入いたしますと、それに加えてもう一つ十円玉入れないと出てこない、そういうふうな事象

向と逆行することを短期的にさほどやる必要はないのではないかという印象を持っているからであります。したがって、三千億円程度の所得税減税というのはそういうった性格の不明朗さかどうしてもぬぐい切れないので、その辺がどうも釈然としない。ですから、選択としてはオール・オア・ナッシングでありまして、一兆円、二兆円規模の大規模でやるかあるいはゼロであるかという選択を考えていたのでありますが、前者の方はちょっと私の主張から言いますとどうも踏み切れないという要素が多々あるわけであります。いまやるというのではなくて、これからの景気の推移、つまり公共投資ということをやい何といっても効果の浸透ぐあいを見ているわけでありますからしばらく待つべきでありますし、そのときでも相当な覚悟が必要ではないかという気がいたしております。

それから最後にもう一点だけ。七％の経済成長というのをまず前提にして大型予算にしてわあっと公共投資一点豪華的にやってきた景気刺激策に對しまして、もういまとなつてはしうがありませんが、やはりぼくはそれほどまでに公共投資に金をかけるならタックスリベート方式の所得税に回すということもあつたんじゃないか、選択の幅としてですね、そういう感じを持っているわけでありまふ。まあそれが私の率直な意見でございます。

○藤田正明君 関連でちょっと質問させていただきますが、先ほど来のお話を伺っておりまして、確かに所得減税よりも公共事業中心の投資の方が景気刺激になっていくであろう、それはそう思います。ただ、五十三年度予算が景気刺激ということを中心課題としたしておることは間違いないのですが、景気刺激を中心課題としながらも、そこへ公共事業に大量に予算をつけた、これが果たして——乗数効果というふうなものが昔のようにこれはあるわけじゃありませんし、一・四とか一・六とかそんなことを言われておるような次第ですが、私はそれほどにも実はないんじゃないか

というような気がするんです。

と申し上げるのは、建設業というものの、まず第一に建設業が受注をするわけでありますから、この建設業の許容受注範囲といえますか、消化能力といえますか、そういうものに非常に限定がされておる。たとえば、不況産業の中の造船業なんかの人々が建設業の方に移動していくかというところ、中小企業の人々が雇用面において建設業の中に入るかというところはなかなかしない。あるいは造船の溶接工あたりは建設の溶接と一緒に見ないかと、だからどんどん移れるじゃないか、こういうふうに一見考えられますけれども、実際問題としてはなかなかそれは困難であります。いろいろ私も調べてみましたが大変です。いま申し上げましたような建設業が乗数効果が昔のようにないということが一点、それからまた消化能力にはなはだ問題がある、そして雇用面においてもそれほど吸収力はない。としますと、私はこれほど建設あるいは公共事業に大量に集中した予算案について、景気刺激の面において疑問を持つてゐます。

じや、しからは所得減税にしていゐるか、私は所得減税やはり——各参考人の御意見どおり、これは乗数効果も乏しいし、そうしてまた線香花火に終わるおそれも多分にあると、かように思いますので、それよりも投資減税といひますか、それか、それからまたスラップ・アンド・ビルドと言ひますか、そういう方面に助成金なりうんと金を使つた方が産業の再構築、低成長経済時代の再構築という意味におきましても有効ではないか、かように思ひます。この点についてひとつ御意見を伺ひたいことが一点。

それから第二点は、将来のことでありますが、これはもちろん景気が相当な刺激を受け、そして、私は七％成長なんというものは絶対のものじゃないと思うんですが、それに近い成長を上げないとこの高度経済成長から低経済成長への移行が十分にできないだろうと思うんです。それは雇用

問題においてもわかりですね。ですから、国際公

約とか国際的な約束であるとかないとか、そんなことは問題じゃないのであって、七％近い成長をやられればこの大きな転換はできないと、それも数年間続いてそういう成長をやらなくちゃならぬのと、かように思うんですが、そういうことで、財政主導型から民間主導型に逐次移行していくわけじゃないけれども、その中において増税もこれまた必至であると思うんです。しかし、私はその増税の意義はある意味でもう福祉増税じゃないかと思うんです。いまはアメリカでも大変福祉の問題で、福祉後進国といわれるアメリカにおいて福祉で財源が行き詰まってしまっていると、非常にカーター政権も苦慮しているようでありますが、いまに日本もこれが大きな問題になるわけでありますから、要するにエクスペンシブな政府よりも安い政府を望む、当然であります。そうしてまた少支出を少なくしていく、そして増税もなるたけ少なくしていく、そこで均衡のとれた財政というものをつくっていくかなきゃならぬわけでありまして、支出を少なくするという意味においていまのエクスペンシブなガバメントをチーフガバメントに直す、それとともに福祉のようなものをもう一度再編成してみる必要があるし、福祉の財源を均衡させる必要がある。ですから、掛金をふやすのもいいでしょうし、あるいは金持ちの組合と貧乏な共済組合と一緒にするのでもいいでしょうし、いろんな方法がこれはあると思います。あると思いますけれども、将来はそういうふうな福祉増税というふうなことをやっぱり考えざるを得ないと、かように思うんです。税制なり租税特別措置とはちょっと離れたけれども、これについて、いまの二点の御意見をお伺いしたいと思っております。

○参考人(木下和夫君) 　お答えいたします。

第一の問題は、先生御指摘のように、今回予算に計上されました公共投資が執行面においてスムーズにいくかどうかは実は私は現在のところ判断ができません。恐らく御指摘のいわば建設業関係

のボトルネックと申しますか隘路と申しますか、

こういうものが顕在化したしまして、ある種の物価騰貴というものが建設資材の面で起こるかも知れませんし、また労務者の問題もこれは危惧するところでございます。しかし、今年度の経済の運営については公共投資を中心にして進もうと、一から景気回復をねらおうということでございますから、これを完遂させるように持つていくことが必要です。私どもの任務ではないかと思っております。御指摘のいわば乗数効果ということになりますと、普通に私どもは波及効果あるいは拡大効果ということの中には、乗数効果といわゆる加速度効果と二つを考えております。乗数効果と申しますのは、先ほど古田さんが御指摘の限界貯蓄性向分の一と一のことでございますから、限界消費性向が高まれば高まるほど乗数効果は高まります。ところがもう一つの加速度効果の方は、さまざまな生産物に対する注文が出てきました場合に、それを増産するために投資をしなきゃならぬ。その投資が最終商品の需要の増加率よりも投資の増加率の方が高いということに注目いたしまして加速度効果といふものを出しているわけでございますが、この両方ともわが国では非常に低くなっておるということでございまして、この点から申しますと、公共投資の拡張効果もまた減税の乗数効果もともに低いと言わなければならぬと思います。したがって、この間でどの程度の効果があるかというところの論争テーマとして取り上げられます場合には、当然時間の問題が出てまいります。最初の一年ではどうであるか、あるいは二年、三年と続けばどうであるかという議論になりまして、早急に景気を回復すべきであるといういわば与えられた命題については、われわれは一年あるいは一年半ぐらいで考えなければなりませんので、減税よりも拡張効果の強い公共投資を選ぼうということになったのではないかと。短期的に早く拡張効果があるのはやはり公共需要、公共投資の需要ではなからうかという判断であらうと思います。

そこで、それではかわりに投資減税をもう少し

拡張すればよかつたのではないかと御意見でございすが、御承知のとおり、今回案として出ております投資減税は、投資をどの程度促進し得るかという判断につきまして、率直に申しまして税制調査会の議論の内部で確たる信念あるいは見通しというものがあつたわけではございません。これはいかなる人にもこの信念はなかなかつきにくいものと思ひますが、一部の計量経済学的な都合のよい計算はございすが、非常にそれがよくあらわれるような計算はございすが、その計算の前提になつております条件につきましては私は必ずしも賛成しない条件が入つておりました、これも私もそのまゝのみにできないという事でございまして、いまのところは企業が設備投資をどしどし今後ともやめていくという条件は、経済の先行きの見通しがかなり楽観ムードに支配されて、そして中長期的に経済の拡張の意向が強くならなければ、とうてい小手先の技術で投資を促進するということはなかなか望み得ないのではないかと思ひます。しかもその上、すでにわが国は長い間かつて非常に過大の設備を蓄積してまいりました。この過大の蓄積をいばスクラップしていく、あるいは廃棄していく、あるいはこれを発展途上国に譲つていつて、新しい産業構造のもとで新しい設備の計画をつくるというようなことまで問題を広げて考えまないと、なかなか直ちにこういうような税制による減税による投資促進効果というのにも期待できない。ただ、ある種の気分をよくするというのがこれはあろうかと思ひますので、限定条件を付してあのような措置を私どもは提言をしたわけではございすが、そこで最後に、福祉増税ということはお説のとおりでございすが、ただ問題は、これだけの福祉の財源が必要だから特定の税と結びつけるというふうな発想は、これはある種の国民の同意を勝ち得るにはいいかもしれません。使途を明らかにいたしまして、そしてその費用を国民に負担していただくというこれは国民の方でも納得のいくことではないかと思ひます。しかしそのことが

余りに進みますと、一般の税収をどのように有効に国家全体の見地から配分するかという、いわば財政民主主義の立場にある種の制約を加えることになりまゝです。やはり税は本来は一般財源であるべきであつて、特定財源化するということは、特定の例外的な場合を除いては避けなければならぬ。その例外として社会保障の財源を特定の税収に求めるというものは、例外としてならばこれは考へてもいいことではないかと思ひます。それから最後には、御指摘のわが国の財政はこれからもう少しチープガバメントの方向へいくべきだ、安上がりな政府でいくということについては私も異論はございせんが、それはむしろ排除して、少なくとも民間の手で個人や家計が自分でやれることを政府が肩がわりしてやるといふようなことがあつてはなりません。当然、公共部門が担当すべき仕事と個人あるいは家計が担当すべき仕事というものははっきりと境界線をつけるべきであります。最近はそのが大いに乱れてきておるといふことに注目なされてその御意見をお述べになるならば私は賛成でございまして、しかし、一般にわが国が先進諸国の一員として行動しておられます場合、経済の中に占める政府の活動範囲あるいは公共部門の比重というものは圧倒的に低いわけではございまして、ほかの国は、国民総生産の三割とか四割という部分を公共部門が担当しているわけではございまして、わが国はわずかに二割にすぎない。これはやはり、将来チープガバメントの方向に長い間かかつて長期の目標として進むべきであるという議論に対しては、私は反対をする根拠でございまして、生活が非常に複雑になり、国民の生活にさまざまな要求、新しいニーズが生まれてくるといふような状況を考慮いたしますと、やはり政府の活動分野は現在の水準よりもむしろ高くあるべきであらう。これははっきり数字で申し上げるといふことは私にはできませんけれども、従来の二割が三割になつていく、あるいは三割五分になつていくというのは、これは一つの必然的な傾向ではないかというふうに思ひます。したがって

て、ごく短期にいろんな節約をいたしまして、と、むだを排除いたしまして、要らないことをやめまして、という御意見はよくよくわかりますけれども、長い目で見てその御意見のとおりに進むのがいいというふうには必ずしも私は考へておりません。○塩出啓典君 参考人の皆さん、きょうはいろいろ御苦勞さんです。時間もございせんので、御答弁も簡潔にお願いしますと思ひます。まず木下先生に、投資減税とそれから住宅新築の場合の控除の問題ですが、私たちは投資減税の場合、投資できる企業よりもむしろ過剰設備を抱えている企業が非常に多い。そういう中で省エネルギー、公害に限つたにしてもかなり企業間の格差を増大させるのじゃないか。住宅の控除の場合も新築だけで中古の住宅は関係ない、あるいはさらに家賃を払つて生活している人には何らの家賃控除もない。そういう意味で、本来からいへばこういうものは不公平を増大させるものだ。しかし、いまは景気回復あるいは新築の住宅をふやしていくという目的のために効果はあるわけで、したがってやむを得ないけれども、その本質においては不公平を増大させるという危険性もある、そういう点を率直に認められるかどうか。恐らく税制調査会の方向も、そういうような不公平が増大するということはあるけれども、一方でより景気の回復ということを優先させた結果ではないか、このように考へるんですが、これについての御答弁を。

それから古田先生にお尋ねします。先生は非常に税制そのものに相反する矛盾があると。その例として、少額貯蓄優遇制度とか利子・配当の分離課税制度とかそういう貯蓄を奨励する制度、一方では配当課税、そういう制度のことによつて触れられたわけなんです、恐らく私は、日本は諸外国に比べて非常に間接金融が多いわけですね、そういう点、やっぱり間接金融を助長するの、あるいは直接金融の方向に、アメリカやヨーロッパのように持つていくのか、そのあたりがはつきりしないという意味ではないかと思ひますが、しかしそうすると先生としては、確かに同じ国の税制でありながら相反する目的を持つていふことはわかるんですが、じゃどうすればいいのか、御意見を承りたい。それと、ぼくはいつも思ひますが、生命保険の控除ですね。いつもわれわれ確定申告のときに生命保険でばつと書くわけですが、あれなども実際に生命保険にかけることが本当に必要なかどうか。もつとやはり、たとえば次代に備へて教育に力を入れていくならば教育減税というか、教育費を控除するとか、その方がはるかに理念があるのじゃないかと、こういう意味で、あわせて生命保険の控除についての先生の御意見をお聞きしたい。最後に石先生には、先生は増税できるときにやるといふ、国民にいやな選択を迫らせる姿勢があればこそ、減税できるときに景気回復のために減税をすることはいいと、これは私はわかるんですけれども、いわゆる高度成長のときは経済全体があつても次の景気がよくなるという、不景気があつても次の景気がよくなるという、そういうときにはそういう考へが当てると思ひますが、いまはもう余り景気のよくなるということからは、ちよつと資源やエネルギーの面からも考へられない。そうすると増税できる環境というものは實際余り来ないわけで、やっぱり増税できない環境の中で、結局国民なり企業なりあるいは政府なり、それぞれがやっぱりじつとがまんをしてそれを負担をしていかなければいけないんじゃないか。そういうことでまことに灰色の時代という先生の御見解を承りたいと思ひます。○参考人(木下和夫君) ただいまの塩出先生の問題は、第一が投資減税の問題と住宅取得控除の問題でございまして、順を追つてお答え申し上げます。投資税制の実施につきましては、税調では、御

し、そういう事態は来ないかもしれない。ということになりますと、やっぱり過度の財政赤字は害があるということをよく理解を深めてもらうというルートから、その選択において増税というのをいずれ思い切った時点でやる必要がある。そのためには従来の感覚はちょっとじゃまになるのではないかと感じがいましております。

○増出啓典君 どうもありがとうございます。

○磯山篤君 最初に木下先生にお伺いをするんですが、私は最近いろんな会合に出ましてこういう質問をするんです。いま国会で税金の議論をしているけれども、来年度どういふものが上がるか承知してありますか、いろんな人にこう質問をしてみる。大体どうもビールが上がるかもしれないというふうなことを言うのは十人に二人ですね。あと八人は承知をしていない。それから有価証券につきましては、相談する相手のごく限られておりますので全く知らない。それから石油税につきましても、聞いてみると、ほう、そんなものがあるんですかというふうな、なじまない話が多々あるわけですね。当然税金というものは、取る側あるいは納める側の合意が十分に働かなくてはならないわけですが、そういう意味でいいますと、今度の石油税なんかにつきましても非常に唐突とした感じがしないわけでもないというふうに思います。

そこで、一般消費税のことは大いに議論が始まっておりますけれども、今年度のものにつきましてもはなかなかに一般の納税者との間に合意がむずかしいという感じを受けるわけですが、税調の審議の過程や、審議が終わって本格的に法律案になるまでの間に、やっぱり税調としても、あるいは政府としても、国民との合意を得るためのいろんな方法をとるべきだということにかねがね思うわけですが、そういうことにつきましても先生の考え方を伺いをしておきたいと思うんです。

それから、中期あるいは長期の税制の中で一般消費税という問題は非常にウェイトの大きい話です。これは仮の話ですけれども、四十兆兆というふうな国債発行がないような場合には、多分一般

消費税の導入というのは、制度の上では議論があるでしょうけれども、ボリュームの大きい一般消費税の話はないんじゃないか。そういうことを裏返しに考えてみますと、税調というのは国の予算あるいは将来の財政の規模あるいは国債の発行などの問題についてどういふふうな考え方を基礎に置いて中期あるいは長期の税制制というものを対応しようとしておられるのか。その点がどうもいままでのお話あるいはいろんな書物を読ましても明確でないわけですね。どちらかと言えば、政府からこれだけ金が足りない、それを埋めるために何とか税金で考えてくれというふうな調子のことではないかと一般的には見られているわけですが、その中期あるいは長期の税制を議論する場合の基礎あるいは前提条件というもののについて、ひとつお伺いしたいと思います。

それから、いままで税調から答申が出されたものは、まあまあ原則的には一〇〇％近い政府の提案になるわけですね。国会の勢力から言えば、政府が提案すれば大体通る。ところが政府の提案にもならない問題が、先ほどからも御指摘がありまして、医師の優遇措置の問題、これも再三再四国会の中でも議論されているわけですが、やっぱりそうなりますと税調そのものについての威信にもかかわることでありまして、取捨選択ができるなら取捨選択できるような税調の仕掛けにすればいいし、まあそういうふうな思っているわけですが、特にこの問題についてこの段階ではこうしてほしい、あらねばならないという考え方が当然あると思うのです。そのことについてきちんとお話をいただきたいと思います。

それから、古田先生と石先生にお伺いをするわけですが、先ほどお話がありました、法人税の場合、企業の自己資本率が最近非常に落ちてい。まあ実績でそうなっているわけですが、その場合に、たとえば去年から今回にかけて三回も四回もあるわけですが、公定歩合の引き下げというのが何回もありまして、戦後最低の利率になっているわけですね。これ客観的に言えば、企業にして

みればもうけの口になるわけですね。公定歩合の引き下げである一定の利息を払わないで済む。逆に言えば収入になるということになるわけですね。その上に租特でいろんな措置をとる。特に輸出産業のような場合につきましては、公庫、公団から安い金利のものを借りてこれで商売をするというふうな、ある意味で言うところの二重三重の優遇措置が特定部分だけに作用をしている。しかし納税者の大部分、所得税を払っている者についての見返りがどうも公平を欠いているというふうな考えるわけですが、その点はどういふふうにしたらいいか、お伺いしたいと思います。

それから、まだ日本人、所得税の場合にアメリカ、ヨーロッパに比べて担税力があるというふうな数字の上でも一応は明らかです。しかしこれはごく単純な比較計算でありまして、もう少し厳密に言えば、福祉の問題はどうなっているとか、あるいは税外負担をどういふふうな比較をするとか、たくさん要素があるわけですね。ごく簡単にいいますと大部分水洗便所になっていない。ですから、当然のことですけれども、その負担が非常に大きいというふうなことも現実にあるわけですね。ですから、比較する場合にどういふ種類のもの、どういふ内容のものを総合的に対比をして担税力が多いとか少ないとかというふうな言われているのか、あるいはこれから日本がヨーロッパに比べて、比較をする場合に、どういふ範囲でそれを統計化したらいいか、その点についてお伺いしたいと思います。簡単ですが、よろしくお願いします。

○参考人(木下和夫君) お答え申し上げます。明年度の税制改正について国民が余り関知していない、あるいは知識が十分でないというふうな御指摘がございましたが、これは私の周囲におります女子供も全くそうでございまして、家へ帰って夕食の話題にすることを避けておりますので、恐らく新聞で読む程度か、あるいはいまベストセ

ラーになっております先生の書物を拝見するという程度だろうと思っております。

で、酒税につきましては、私はかねてたばこと並んで負担を増加させる余地がないものかと考えておりました。私にとっては、この発案は突然あらわれたものではございません。

それから石油税については、しばしばお説のようなお話を承りますけれども、今後予想されます石油対策に関しては、国は膨大な資金を準備しなければならぬというところは、もう皆様御存じのないところであらうと思っております。その場合に、現在ございましてこの個別製品課税と並んで、広く石油に対して課税をするというアイデアは、実はこれは当然行わなければならない、タイミングとしてはいま導入の時期としても非常によい。実は、個人的なことを申し上げますが、先般外国出張命ぜられましたときに、数人の外国人記者に聞きましましたところ、非常にほめてくれました。私が予想しておりますが、果たしていいことをやったと言っております。これはやはり国家百年の大計としてお考えをいただきたい。言いかえれば、納税者にとってはそれはなきにしろものはないわけでございますけれども、今後のエネルギー問題の解決の一端と、あるいはこれから国民にそのようにPRをしていく、説得をしていかなければならないと思っております。

また、税調の答申につきましては、文句が非常にかた苦しい、一般向きをしない文句ではございませんけれども、これは新聞が競って一刻も早く新聞に出すようにしております。時には間違ったものを早く出すということもございまして、けれども、非常にこれは私は一般世論としては関心の深い問題ではないかと思っております。したがって、現在のところ、国会の審議を通じて、国民が次第に新しい年度における税がどうなるかを理解していくという方法に頼る以外に特別方法はないのではないかと。たとえば私に審議の状況が実はどう

であつたか、あるいはどのような税制改正が企てられておるか話をしろということになりますれば、私はお断りせざるを得なく率直に客観的な事実を申し上げるよう努力をいたしております。

次に、一般消費税の実施の場合、あるいはそれを含めて今後の税制改正について、本年も含めまして、その背後にある経済情勢に対する考え方というものはどうであるかということでございますが、これは申し上げるまでもなく、五十年代前期の経済計画を従来は参考にいたしておりました。そして、先般発表されました新しい財政収支試算というものは、まだ税調では皆さん集まつて説明を承つてはおりませんけれども、それまでの昨年に発表されました財政収支試算というものは、私どもは数字のそれぞれについて問題を展開するという形の取り上げ方をしておりません。中長期で見ればわが国の財政運営の方向というものはあれで大体尽きておると思ひます。あれは実は表現の仕方なりあるいは表のつくり方なりが必ずしもベストであるとは思ひません。もっと簡単に国民にわかるようにというふうな配慮がなされてしかるべきだと思ひます。そのためにはもっと進みやり方をあのかかに工夫していくのが必要ではないかと思ひますが、私が考えますところ、恐らくこれから——これは個人的な計算でございますが、いまから十年もたしますれば、大体累積国債の残高というものが二百七十兆から三百兆になると思ひます。これはあの収支試算とは必ずしも一致しておりません。これは人によって計算はさまざまでございますから、おおよそそのところを申し上げますと、二百七十兆から三百兆ぐらいに累積国債の残高はなるだろう。このような状況というものは、当時の、いまから十年先の国民総生産を考えたとしても、大体その三割五分から四割でございます。このような事態というのは国の経済政策が全く無力化して金融政策が全く動かない。しかも、民間の設備投資を非常に抑へ込む欠陥を持った財政構造ではなからうかと思ひます。しかも、その年度の公債の発行高はいまから十年先では大体七十兆ぐ

らいになると思ひますが、それは所得税の税収額の二倍以上、言いかえると所得税の税収額の二倍以上の国債を発行するというのが果たして財政として許し得るかという問題でございます。そのような問題は絶えず税制改正の横に置いてらみながら議論をしなければならぬし、また従来はそういう財政収支試算をにらみながら審議を進めてきたということを申し上げておきます。

最後は、税制調査会のいわば答申について政府がどの程度これを取り上げるかという問題でございます。これは新しくかつ古い問題でございます。私すでに十数年間税調の委員を務めてまいりました。が、途中上陸をいたしましたけれども、再び呼び出されてまた同じような問題にぶつかるとでございますが、私の頭にはありますのは、特に社会保険診療報酬課税の特例の是正でございます。これにつきましては答申の中に、「五十三年度の税制改正においては、この問題について何らの法的措置も講じられない」とすれば、国民の政治に対する不信感にぬぐい難いものとなる。当調査会には、ここに重ねてその是正を強く要請する。と。実は私個人は差し出がましいのであります。が、もっと強い言葉を準備しておいたわけでございますけれども、皆さんの御意見でこのようないきなり自身としては不本意な、やわらかい表現になりましたが、人によつてはこれをやわらかいと見ない方もございます。精いっぱい抵抗をこれであらわしたというふうにおくみ取りただければ幸せでございます。

○参考人(古田精司君) 答え申し上げます。

御指摘のとおり、税を払つてゐる者に見返りが特定の企業、特定の階層に偏つてゐるのではないかと、御指摘のとおりだと思ひます。そのうえ、たゞは不平不満が、わが国だけではなく先進諸国にも戦後数多く見られてゐるということも事実でございます。したがういふ見返りの関係をもつと科学的に突き詰めてやうという動きが種々ございます。ただし、これは非常にむずかしい問題だということも御了解い

ただけかと思ひます。いわゆる公共財貨というものがもとともこれは共同消費という形、また実態もそうでございます。をとつておりますので、この配分をどうするかという点もございまして、われわれの間ではまだ決着がついていないというところを申し上げたいと思ひます。

そして、第二に御指摘いただきました担税力の大小、これを何と統計しないしは指標化できないだらうかというふうな御指摘がございました。これも実は私も常々痛感してゐる問題でございます。たとえば担税力につきまして、一人当たり所得水準という指標が従来使われておりました。しかし、私も先進諸国の実態調査に出かけますと痛感いたしますのは、たとえば富裕税一つとりましても、あちらの蓄積とこちらの蓄積がかなり差がございまして、そして社会福祉関係も調べてみますと、一人当たりのストックがヨーロッパと日本では、これはもう長年の蓄積でございます。医師とか病院、看護婦それから保健所、そういったものを人口十万人当たり幾つあるかというのを調べましたが、先進国は大体横並びに同じところへいつてゐるんですが、日本はがたんとストックの面になるとかなり落ちます。そういう点で、たとえば一人当たり所得がイギリスをもう日本は抜いたんだから、したがってイギリス以上の税負担を求めてもいいんじゃないかという議論はすぐこれ暴論だというふうに皆さんお気づきになるのは、一つはストックでございますが、もう一つは見返りという先ほど御指摘の点になるかと思ひます。たとえばスウェーデンの経団連の副団長さんが日本へ来られたときにちよつとお話する機会がありました。その副団長さんの所得税は一一〇%だというお話でした。つまり一千万円所得があれば税金は一千百万円払わなきゃいけない。一体どうしてそんなことが生じるのかと申しましたら、日本にはない富裕税がございまして、したがういふ、富裕税を加味いたしますと一一〇%という私どもの想像を絶するような税負担が生まれてくる

わけでございます。それでは経団連の副団長さん文句を言つてゐるかといふと、確かに文句は申しますけれども、にこにこ文句をおつしやつてゐまして、スウェーデンはそれだけ私はすぐれた国だと思つてゐるわけであつた。もちろんそのスウェーデン国民は、一般国民はその面の見返りを受けてゐるわけであつた。現在の福祉国家体制を支持してゐるのだからと考へられます。もちろん福祉体制自体曲が角に考へられます。御指摘の点は全くそのとおりでありまして、今後とも突き詰めるべき問題だと、かように私どもは考へております。

○委員(嶋崎均君) 石参考人、あります。

○参考人(石弘光君) 同じ質問でございます。

第一点は、特定の部門に軽減措置や特別措置がどうも集中しがちであるという御指摘との絡みで、その企業あるいは課税の公平をどう考へるかという御質問だつたと思ひます。確かにその特定部門に偏つてゐるというのことは事実であると思ひます。それだからこそ租税特別措置というの是不公平を招きやすいという意味で、よくは廃止ということをおかねがね主張してゐるわけでありまして、法人税対課税の公平と所得税対課税の公平というのとはまたこれ違ふのだということをやうやう強調しておきたい。つまり企業が負担するということはどういうことかといふことが実はよくつかめないわけでありまして、したがういふ、法人税と課税の公平というのを資本階層別に分けたようなあれで、個人の所得の階層別を分けたと同じような観点で見るのはちよつとできなさいではないか、そういうたむずかしさがあるというところだけ指摘しておきたいと思ひます。それから、より私にとつて興味があります御指摘は、国際比較の上で租税負担率の高低を比較しても本当の租税負担率の比較になつてゐるかという、そういう御質問が第二番目にございまして、事実ばくもそうだろうと思ひますが、現在見ます

とけた違いに日本の対G.N.P.比率の租税負担率は低いわけでありまして、いま言ったいろいろな文化の程度とかストックの程度とか入れて議論することも必要であります。けた違いに絶対的なレベルではあります。租税負担率が低いというのは、やはり低いといつてもそう大きな間違いはないのじゃないかというふうに考えております。ただ、より正確な指標をつくるためには私はケーススタディーがやっぱり必要ではないかと考えております。

たとえば、私がスウェーデンにちよつと行って学会に出たとき、全く向こうの、スウェーデンの財政学をやつて同じ年配で同じ国立大学に勤めているやつと議論をいたしましたら、おれは平均実効税率で四〇%近く取られておると、私はせいぜい一二、三ではないでしょうか。という比較からわかってきますように、もっともそのかわり社会福祉や何かで彼は医療費はかからぬし年金はあるし住宅も安い、いろいろ便益はもたらせておるといふことははつきり言っておりましたが、しかし租税負担率の点だけから見ると私は三分の一とか四分の一程度の負担率である、これが一つのケーススタディーの比較であります。

法人税に關しまして、たとえばアメリカの税法を持ってきて日本に当てはめたらどうか。逆は逆といったような感じであつて個別にミクロのレベルで議論するといふことをおおいおいとこの租税負担率の比較がもっと正確になるのじゃないかと、こういう感じがいたしております。

○渡辺武君 最初に古田参考人に伺いたいと思ひます。
いまは一億中産階級化というようなことも言われておりまして、確かに終戦直後などに比べれば国民の所得水準が上がつていゝといふことは否定することのできない事実だと思ひますけれども、同時に、その反面で大きな企業あるいは大きな資産家ですね、これの方が一般国民の所得水準の向上よりもはるかに急テンポに蓄積をふやしているといふこともまた否定することのできない事実だ

と思ひます。つまり別の言葉で言へば、富の配分の著しい不公平ですね、これが年々拡大してゐるというのがわが国の実態じゃないかと思ひます。他方で、先生先ほど強調しておられました一般消費税あるいはE.C.型の付加価値税というふうに限定してもよろしいと思ひますけれども、これを見てもみますと、何よりも国民の消費ということに焦点を置いて、そしてそこからの税収を求めるといふところに最大の重点が置かれてゐると思ひます。つまり別の言葉で言へば大企業の企業活動、あるいはまた大資産家の蓄積活動というやうなところが視点から除外されてゐるというやうな感じが思ひますね。

ですから、私は結局一般消費者が負担せざるを得ないやうな一般消費税もしくは付加価値税、これは現在年ごとに拡大しつつある富の不等等を一層激しくする、そのやうなものじゃないかというふうな考へてゐるわけですが、その点どんなふうにお考へになられるのか。

それから、ドイツ、フランスなどで実態調査をして、それほど不平等はないんだという御趣旨の御説明もございましたが、私その現物は見ておりません。したがつて、ものについては何とも申し上げることできないんですが、従来わが国で消費税、間接税ですね、間接税の所得階級別の負担の状態を調べたものがあります。これは何よりも国民をそれぞれ個人に分解して、そしてその所得の階級に応じての負担割合というものを算出する方式になつておりました、企業活動というものは初めから除外されてゐるというのが特徴なんです。だから、いま大企業と国民との間の富の格差の拡大という見地からすれば、この分析というものは非常に片手落ちにならざるを得ない。それでも、いままでの調査によれば若干の格差はあります。まあ独断などの調査がそういう種類のものではあるとすれば、税の何といふますか不公平はそれほど大きくないといふのも、これによつて当たらないんじゃないかという感じもしてゐるわけですが、その辺もあわせて御見解を伺いたいと思ひます。

それからもう一点は、先ほど一般消費税のメリット・デメリットというのを幾つか詳細にお挙げいただきましたが、伺つておられますと、私のこれは聞き違ひかも知れませんが、どうも税収技術上の観点からのメリット・デメリット、そういう点を主として問題にされてゐるやうでございませう。私はそういう点も全然問題にするに足らぬといふことを言おうとしてゐるわけじゃないかと思ひます。けれども、むしろ先ほど申しましたやうに、社会的な観点、あるいはまた国民的な立場からのこの問題に対する接近が必要じゃないかというふうに思ひますが、その点も御見解を伺いたいと思ひます。

それから石参考人に伺いたいと思ひますが、いま申し上げましたやうな日本の経済及び社会の仕組みというのを前提にして考へてみますと、税及び財政の主たる機能ですね、これはやはり古典的な見解になるかも知れませんが、私はやはり所得の再配分あるいはまた国民の福祉の擁護という点こそが、まさに現在のやうな時点では特に重要視されなければならぬ点じゃないかというふうな考へるわけですが、もちろん財政のフィスカルポリシーとしての役割を全然否定しようとはいささかも考へておりません。しかし、現在の政府の財政運営のあり方を見ておきますと、不当にフィスカルポリシーという面が強調されてゐるというふうな考へざるを得ないわけですが、そういう点からしまして、先生先ほど、まあ財政規律とフィスカルポリシーを両立させることというふうにおっしゃいました。私はむしろ財政の所得再配分の機能、それからまたいま申しました国民福祉の擁護というやうな点をこそ重要視していただいて、そして将来当然、いまの深刻な赤字の解決というところで増税という点も当然起つてくるのだらうと予想しますけれども、その場合でも、やはり税の不正の根本的な是正という点から接近すべきじゃないかというふうに思つておられます。その点の御見解をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、租税特別措置について非常に貴重な御意見をいただきました。重ねて伺いたのですが、法人税法及び所得税法の本法に入つてゐるもので、いろいろな引当金とかあるいは受取配当金不算入だとか、これは租税特別措置に若干関連はしますが、支払い配当課税措置とか、あるいは有価証券譲渡益に対する課税だとかいうやうなものですね。私も客観的な数字から見ても、これが非常に大企業や大資産家に有利になつてゐるというふうに考へざるを得ないわけですが、その辺についてやはり当然私も是正すべきじゃないか。もちろん企業会計原則で容認されてゐるものだから、引当金など全部廃止しろなんていうことはいささかも考へてゐないのですが、余りに現実からかけ離れた点があるわけ、当然是正すべきじゃないかと思ひますが、その辺はどうお考へになるのか。

それから、今後新しい財源として一般消費税のほかにどんなものがあるかと考へていらつしやるか、これも伺いたいと思ひます。

それから、私はある新聞紙上で拝見したのですが、先生、包括的所得といふ概念で税を見ていらつしやるやうな論文を拝見したわけですが、簡単に結構ですがどんなふうな内容のものか御説明いただきたいと思ひます。

それから最後に木下参考人に伺いたいのですが、租税特別措置、これを政策的な税制として、いま整理統合の方向に向かつてゐるという御説明がありました。先ほど石参考人にも伺ひましたやうに、本法でやられてゐるものですね。法人税、所得税など本法でやられてゐるものですね。こういうものについては今後どうなさるおつもりなのか、これを伺いたいと思ひます。

○参考人(古田精司君) 時間の関係もございませうので、できるだけ簡単に回答申し上げたいと思ひます。

第一点、所得及び富の分配が著しく不公平になつてゐるんじゃないか、そういう御指摘がござい

ました。たしか昨年でございますが、OECDの報告書がございまして、世界各国の所得分配の調査結果が出ておまして、それによりますと、日本はかなり分配の平等度が高い国の中に入っているということを私は記憶いたしております。その点で、たとえばアメリカとかイギリスとか、それから先進諸国はかにございまして、確かにいわれる福祉国家といわれております北欧諸国に比べますと、日本の所得分配の平等度は落ちたと思えます。しかし、ほかの国に比べますという、われわれが意外と思うほど分配の平等度が高いという報告、これは客観的な指標として出ているわけでございます。

第二点で、一般消費税は消費者に負担を求める、大企業になぜ求めないのかという御指摘がございました。それは先ほど私が申し上げました論点にまさに迫っているわけでございます。転嫁と帰着をお考えいただきますと、いわゆる中国のことわざでいう朝三暮四というのがございまして、あれと同じ結果になる。国民をサルにたとえては大変申しわけないのですが、しかしそういう帰結に変わらないではないか。とりわけこの機会に申し上げたいのですが、社会保険の雇い主負担、それから被用者負担五、五という原則を、三にしよう。つまり雇い主七、それから被用者三にしようという運動がございまして。しかしあれも経済学者から申し上げますと、まさに朝三暮四のいい例でございまして、まさに雇い主の負担がふえたように見えますけれども、事実上は実質賃金の中から削られているだけの話でございます。しかし、それでも国民が喜ぶならやろうということになりますとこれはまた話は別でございますけれども、経済学者といたしましてはそれは賛成しがたいということをお願いしたいと思います。

それから第三点の社会的観点から、徴税上だけでなく社会的観点から一般消費税というものを直すべきではないかという御指摘がございました。これはまさにそのとおりだと思います。したがって、私も申し上げたいんですが、今後、

先ほど御指摘がございましたが、福祉財源は充実したくないと思ってもせざるを得ない、そういった老齢化社会にこの国は入っていくわけでございます。国連の定義によりますと、六十五歳以上の老人が六%以上、七%以上になりますと老齢化社会、エージングソサエティーと呼ばれます。日本は昭和四十五年にもうなっていると思えます。そして統計によりますと、八〇年、九〇年になりますと老齢化パーセンテージが一九%、そのまゝ後は安定するものであります。そうしますと、いやがもうでもこれまでの社会保障のトレンドとしまして、最初に公衆衛生、次に医療、そして年金がございまして、この年金問題というのは避けたくとも避けられない、われわれに現在突きつけられている、いまから対応を整えなきゃならない問題だというふうに考えております。そうしますとその財源を一体どうするのか。イギリスや北欧型のように税金の方から持っていくのか、あるいは大陸型、つまりドイツとかフランス、イタリアのように社会保険でもって準備するのか。どちらにしても日本がいまから対応を整えてなきゃならない問題だと。その一つの案が一般消費税だと、私はそういうふうに理解しているということを申し上げます。

○参考人(石弘光君) 第一点のフィスカルポリシーが現在不当にも強調され過ぎていてという御意見、全く賛成でございます。私は、財政規律との対応関係でフィスカルポリシーの両立を議論、同じレベルにおいて議論をしたように受け取られたかもしれませんが、やはり財政の本来の機能は、御指摘の所得分配にあり、再分配にあり、資源の配分にあり、国民福祉の向上にあり等々、そういった伝統的な財政の機能にあつてしかるべきだと考えております。したがって、フィスカルポリシーというものはある意味では副次的な目標といたしまして、長い間主張して来たことであります。しかし、フィスカルポリシーということを完全にネグったままで財政運営できるかという、ぼくは今

後これはできないと思っております。と申し上げますのは、民間で活力に満ち満ちた、そういった運営で高度成長が華やかにいった日本経済とは違ひまして、今後ますます民間をてこ入れするという不況の時期の長期化、あるいは訪れる機会が多い。こういうことになりまして、やはり副次的とは申せフィスカルポリシーがどうしても第一順位の躍り出て景気のてこ入れをするということも考えられますので、これを不当に余り低い地位に追いやってしまふということは、好むと好まざるにかかわらず今後はちよつと無理である。したがって、財政の規律も考えつつ、フィスカルポリシーが運営できるような制度的あるいは枠組みの変更をこれから真剣に考えるべきだということを主張いたしているわけでございます。

それから、租税特別措置と本法との関係で、引当金とか準備金とかいうのはどう考えるかという御指摘が第二でございましたが、事実、特別措置と本法との関係はどうもしかるべきところをびしゃつとおさまつてないというところもあるように考えられます。しかし、これはひとえに一番問題になったのは法人税であらうと思ひます。法人税の仕組み自体がどうもまだ、日本のいろいろな事情はございまして、はつきりしてない。シャウプ税制以降、法人税というのはそのときどきのいろいろな事情によつて、言うならば継ぎはぎだらけに、といつては言い過ぎかもしれませんが、そういう形で修正を加えられてきたものですか、いろいろな要素が複合化されておまして混在しております。したがって、ここを直さないと本法とか特別措置法とか言ひましても、なかなかすっきりした回答が出てこないというふうに考えております。こういった基本的な性格をもう一回、やはりはつきりした答えが出ないまでも、いろいろ議論して詰めていく必要があろうかと思ひます。

それから、一般消費税以外に何か新規財源の候補はあるかという御指摘でございますが、私はどうもなさそうに思ひます。というよりは、私は所得税で今後の増税プランというものをやるべきであるということを主張しております。その一環として、実は包括的所得税ということをやつと提案したこともございまして、これは全然、これは何も小むずかしいことを言っていることではございませんで、課税ベースを極力包括的にとらえて低い税率を掛けると言っているだけの話であります。つまり同額の所得税をとるときに二つチョイスがある。一つは高い税率を掛ける狭い課税ベースでやるか、あるいはもう一つは広い課税ベースを掛ける低い税率でやるかというチョイスであります。包括的所得税というのは極力その課税ベースを広くして、それで低い税率で同じ税収をあげたいというふうに、これはアメリカから出てきた考え方でございます。日本でもシャウプ税制のときの総合課税方式というのはこれにごく近い考え方だと思ひます。問題は、戦後二、三十年たちましてその課税ベースがどんどん侵略され侵食されているということでありまして、この侵食の一つの例がここにある租税特別措置であるというふうに理解しております。これに対して私は反対を述べておるということは、こういうところに私のものもとの考え方があつてあります。

○参考人(木下和夫君) 先ほど租税特別措置のいわゆる政策減税と私申しました問題が、特に法人税法の本法に規定されておる問題、これをどのようにかけるかという御指摘でございます。確かに、現在の日本の資本主義社会における法人、営利法人というものが社会的実在であるというところは否定することはできません。ただ問題は、税の問題になりました場合、これは先生のようにな学究の方に釈迦に説法でございますが、法律で使いますところの法実在とか擬制説とかいうような問題を、これは英米法的な考え方とドイツ法的な考え方との対立がございまして、税の問題に關して私どもは実在説とか擬制説というふうな考え方をそのまゝ持つてきて議論をしておるの、世界でわが国だけではないかと思つております。

○参考人(木下和夫君) 先ほど租税特別措置のいわゆる政策減税と私申しました問題が、特に法人税法の本法に規定されておる問題、これをどのようにかけるかという御指摘でございます。確かに、現在の日本の資本主義社会における法人、営利法人というものが社会的実在であるというところは否定することはできません。ただ問題は、税の問題になりました場合、これは先生のようにな学究の方に釈迦に説法でございますが、法律で使いますところの法実在とか擬制説とかいうような問題を、これは英米法的な考え方とドイツ法的な考え方との対立がございまして、税の問題に關して私どもは実在説とか擬制説というふうな考え方をそのまゝ持つてきて議論をしておるの、世界でわが国だけではないかと思つております。

そうしますと、これはやはり経済的なメカニズムの問題として法人税は考えるべきであらうというのが、税や財政をやっておりますもの共通した考え方ではなからうかと思ひます。したがって、税制調査会ではかなり前から、かつては御承知のとおり法人税制の根本的変更にいたしました。これは当時のイギリスのしほらく実施いたしました税制にまねて日本の法人税制を根本的に変えようという考え方ではございましたが、その後議論を進めにつれて、実はそういう極端な立場は必ずしも賛成を得ず今日に及んでおりますが、税の見地から見ると法人の性格につきましては、法人を単なる個人の集合体という考え方もございまして、それから法人税制の根本的に法人を独立の存在と、税負担力がある存在と見ると法人を同一視して考えるという考え方には無理があるのかと、何かそこを調整を施す余地はないだろうかというように配慮等が議論されましたけれども、今日までのところ一つの方向にまよってございまして、御指摘の配当課税制度にいたしましては、法人の受け取り配当を益金に不算入という制度がございまして、あるいは配当控除制度がございまして、これは法人をそのようないわばシャウブ税制勧告の線に沿って、かなりよくも悪くも改正をしてきたわけでございまして、その線の思想というものが残っておりまして、これは本法に入っているわけで、法人税の仕組みからいいますものは当然出てきておるものだというふうには私は解釈しております。したがって、法人税の基本的な仕組みについて百八十度の転換が行われますれば、そのときに本法からこれは排除されるということになるかと思ひます。現在のところは、配当にかかると法人税と、それから受け取った株主の配当に関する所得税との負担は部分的に調整されておるわけでございまして、全部ではございません、部分的に調整されておるわけでございまして、現在の制度をとつておるわけでございしますが、最近のヨーロッパその他の動向を見ま

すと、いわゆる完全に調整する方式、インビデュエーション方式と呼んでいるものが非常に力を得てまいりまして、最近の西独の改正もこれに沿った改正でございまして。

実は、法人税の基本的なあり方についての税制調査会の審議というものは長い間続いておりますけれども、一義的に答えを出すという段階にきておりませんが、私個人の考え方、この個人の考え方は税制調査会では恐らく取り上げられないと思ひますけれども、私自身は、支払い配当を全額損金算入方式にもつていった方がいい、そうして株主の受取配当は所得税でフルに徴収するという形がすっきりしておると思ひます。この方式は、先ほど皆様からお話がありました法人税の転嫁を考慮に入れましたも一審議のないやり方でございますが、これはなかなか一般の方々にわかつていただくためには時間がかかるわけでございまして、この国でもそうでございまして、これは時間がかかる。この典型的な例はカナダのカナダ委員会報告というものでございまして、カナダも実はそれをそのまま税制の中に組み入れるまでには至っていないのでございまして。

そのように、法人税の基本的なあり方に関する意見というのは、実はある方向に進んでおるとはいえ意見の一致を見るというこの段階に入っておりませんので、今後税制調査会としては諸外国の動向も考えながら時間をかけて検討することにしたしておりますけれども、早急にいま本法に組み入れられておるこの配当課税制度なり法人受取配当の益金不算入制度なり配当控除制度を本法から除外しようというにはなかなか無理があるかと思ひます。

○中村利次君 御主張の差異はございまして、まことにすっきりした参考意見を拝聴させていただきました。すっきりしないのは政治の方でございまして、これは御指摘がございましたが、木下参考人は、社会保険診療報酬に関する答申の表現については、御自分としてはもっと厳しい表現をしたかったんだがやわらかい表現になったとおつ

しやいましたけれども、いやいや、私はあれを拝見してまことに厳しい御指摘であるというので、政府にもそういう意味でいただきましたが、そういう厳しい御指摘を受けてもなおかつこれは対処できないというすっきりしないむずかしさがあるんです。これは何も租税特別措置に関する問題だけではないでございせん。政府の表現をかりますと、臨時異例の五十三年度予算を組んだ。歳入面でも歳出面でもすっきりした、国民の合意を得られるようなそういうものでなければならぬのだが、歳出面の、特にこれは厳しく指摘されておる行革なんかでも遅々として進まない。というよりも、やっぱり政治は国民の期待にこたえる対応ができないというのがある見えておると思ひます。

そういう意味では、貴重な参考御意見に対して質問をする筋道でもないと思ひますが、角度を変えて、私は何と云つても、いまこれは皆さんから御指摘がございましたが、五十四年度、五十五年度以降、中期的に見ても、歳入の増加をどう図っていくかというところはもう決定的な政治課題だと思ひます。ところが、これはあくまでも不況からどう脱出できるのかということが前提にならなければ、——言い過ぎかもしれませんが、いま諸悪の根源はすべて不況にあると思ひます。ですから、公共投資が減税かという議論もそういう立場からいろいろ議論をされてまいりましたが、まだ参議院の予算委員会は残っておりますけれども、景気回復策としては財政主導型の公共投資によるという方向でいまいっておるのです。

そこで私どもの不安は、公共投資で果たして景気の回復ができるんだらうかという不安がありまして、民間投資につないでいくといつても、これはどの需給ギャップが公共投資その他どういう対応で解消できるんだらうか。そういう問題に正しく対応できるような政策というものが無いんだらうか。そうでありますと、これは円高問題等を含めて、結果として経済政策は失敗であった、こういう答えしか出てこないような気がするのです。そういう議論を国会で幾らやっても、何かすつき

りしない国会の議論ではそういうものをきかめることは非常に困難です。

申しわけございせんけれども、そういう意味で何かひとつお三方で、おれはこう思う、かくすべきだという御意見がございましたらぜひ拝聴をして参考にさせていただきたいと思ひます。

○参考人(木下和夫君) 非常な難問でございまして、私どもも、とても満足なお答えを申し上げる学識がございせんけれども、景気回復というものがどの辺の水準の経済活動を目標にしておるか、これが非常にあいまいでございまして、たとえばデフレギャップと云うけれどもそれは現在の与えられた労働人口、求職者と、それから現在休んでおります機械設備その他をフルに活動させる水準まで持つていくことでなければ景気回復と見ないというのでございまして、恐らくそれは昭和四十八年から九年の水準まで戻れということだろうと思ひます。恐らくその場合には失業率〇・九%ぐらい、一%をはるかに割る超完全雇用の状況を前提にしておると思ひますが、そういう景気回復を期待するのは私は無理だと思ひます。今後は、景気循環の局面とそれから構造的にこのような低い成長しか続け得られない経済状況になったというのが現在在していると思ひますが、後の方が私は非常に気がかりでございまして、中長期的にわが国の経済の活動水準の増加というのは、実力から申しまして年率五%そこそこが精いっぱい。年々継続的に五%の実質成長率を達成できれば上等の成績であるというふうに思ひます。したがって、御指摘のように、経済政策でいرونな手を講じていまいわゆる景気回復の実感がわかないというところで、直ちにそれが失敗であったというふうにきめつけられることができるかどうか。それじゃそれをきめつける人はかわりの政策を当然出すべきである。その政策を実施した場合にどうなるかの処方せんまで出すべきであらうと思ひます。実は、その点になりますと私どももほとんどそれについては、——できる限りのさまざまな手をまじえてやる、そしてできる限り成長率を高め

る、それも七%であるかどうかは別といたしましてと。そのような努力を続けていく以外に方法はないだろうと思います。

ただ、現在の経済問題を離れて財政運営ということになりますと、一番手取り早い方法はインフレであります。名目の経済成長率が年に二〇%とか二五%になりますれば財政収支の問題はおのずから片づきますでしょう。恐らく、現在の税制をそのままにしておいても私は十分な税収入に恵まれると思います。しかしそのような方法は経済政策としてはとるべきでないと思いますので、それにかわる方法をいま申し上げているわけですが、何かこれがあればうまくいくというような方法は私はないというふうに思います。

○参考人(古田精司君) お答え申し上げます。

ただいまの木下先生の御意見に全くつけ加えるところがないんですが、将来の問題に関連しまして、私は現在、高度成長路線から安定成長路線へ移るいま過渡期にあるというふうに経済を見ております。したがって、一〇%の高度成長パターンを国民がいずれも夢を見て、それを忘れたかという、そういう問題の出し方ですと、実は見果てぬ夢を見続けなきゃならないと、むしろ……

○中村利次君 いやいや、産業構造の転換を低い成長率に適應できるような、どうしてやっていくのかということが絶対的課題じゃないかという立場からでの御意見を伺いたいということですから……

○参考人(古田精司君) わかりました。それですと問題意識は全く同じでございます。特につけ加えることはございませんが、大体私は六、七%の成長率を安定成長路線というふうに考えておりますが、そこにこのソフトランディング、持っていくための措置というのはどういふものがあるかという御質問かと思うんですが、何よりも、政策の問題と申しますよりも、現在各企業が抱えております遊休施設、つまり低下した操業度でございます

ね、これを引き上げることが目下急務ではないか。つまり、過渡期が終わるのはそれがその課題、操業度をどうやったら引き上げられるかという課題が済んだところで新しい段階が開けるんじゃないかというふうに考えております。

政策的に答えよというお話でございますが、私の力では、目下それは考えられないというふうに申し上げた方が率直かと思えます。お答えになりませんか……

○参考人(石弘光君) 全く妙案がございませんで、私も答えは両先生と同じでございます。

ただ、いまの経済がオイルショック以降のインフレを余りにも鮮やかに収束させたとかが出ていくというふうなところから見て、仮に七%の目標を決めても雇用不安というのが解消するかどうかと、ぼくはそう急速に明るい兆しが日本にくると思いませんし、五とか五・五でどうだと、それでもそんなに悲惨な目でもないと思っております。要は、いまは手詰まり状態でありまして、から、じつとがまんの子じやないかというのが私の率直な意見でございます。つまり資本主義経済である以上、民間の経済が出てこない限りは幾ら政府が突つたところで、それこそ呼び水政策というのがございまして、幾ら水を注ぎ込んでも本当の力でわいてこない場合はしょうがないので、それはそのときを待つほかはないのではないかと。ちょっとやけばちの気持ちになつております。要は、不況不況というムードを余りかき立てない方がいいのではないかと。つまり、五%達成すりや世界一ですからね、日本も。そういう感じがいたしております。

○野末陳平君 きょうは先生方いろいろと示唆に富んだ意見を聞かせていただきました。とても勉強になりましたが、最後に二点だけ三先生に質問させていただきます。

一点は、この租税特別措置は今後ともさらに一層縮小、整理合理化という方向と、これはもうわかるんですけれども、お話に出ました医師優遇税制は当然としても、そのほかにとんどこに余

地があるかというところが一番問題だと思うんですね。大ざっぱに分けますと、大企業関係と中小企業関係とつた場合、大企業の方はもう当然悪でこれは整理しなきゃいかぬと、だれど中小企業の方はじゃあ残していいのかという問題、あるいは個人で言うと、高額所得者に関するものもある。これは少額貯蓄非課税制度などを初めとしたいわゆる個人に、庶民ですね、そういうふうに関係したものと、こっちは残しておかなきゃいけないのか、これも切らなきゃいけないのかと、まあそんな意見も二、三ありましたけれども、いずれにしてもあととどきのすべてにやはり手を加えなきゃいけないのか、まあそろそろいいところ残って、あと少し大企業関係のちよびつと残って、というところと妥協をしなければいけないのか、その辺の先生方の意見ですね。私はもう全廃の方

向だと思つて、それは当然個人のものも、いわゆるマル優から住宅関係から生命保険のなども当然だと思つて、しかしそれはいつということになりまして非常にむずかしい。そんなことで、これからの方向についてなるべく具体的に、それから二点は、増税が不可避だという前提に立ちまして、じゃあその増税はお話に出てきました一般消費税のほかに何もう本当に何も考えられないんだらうかと。石参考人は所得税を強化してというところもおっしゃつておりましたが、そのほかに一般消費税ないとして、何か合わせて一本になるような構想もあるのかどうか。何しろ結論がもう消費税しかないとなれば、先ほどの木下参考人のように、消費税の中身についてもっと検討して具体的に国民に問うということをお願いしな

けりやならぬと思つたりするんです。

○参考人(木下和夫君) 第一点でございますが、私はきょうは二重人格で参りました。税調の会長代理という身分とそれから私個人という身分、前者の方が大きいようでありまして、非常に発言に慎重な配慮を要しております。

まず最初の身分に立つて申しますと、これから

もお従来の線に沿って租税特別措置の整理合理化に努力するという方向で税調の審議は進むと思ひます。その具体的な中身というのは、私には目下のところわかりません。

それから、個人の立場から申し上げますと、まず法人税については、一般的に申しまして、例外はございませうけれども、引当金というのはこれは法人税の性格上、あるいは企業会計原則上、あるいは商法上、これは負債性がある、損金性があつてこれは残すべきであらうと。例外はございませう。しかし、準備金というのはその色彩が薄いものでございませうから、やはり整理の対象にしていくものが多いんじゃないかというふうに考えております。

それから、法人税で特別償却など、公害関係、省エネルギー関係、あるいは中小企業関係等々がございませうが、本来、法人税でいま税率を二段階にしてございませうけれども、あの二段階にしておるというのはいまことに不思議なことではないかと。私は法人税は税率は一本であるのが当然であつて、中小企業だから税率を低くするということや、な発想というのはこれはとりません。したがって、中小企業だから特別償却を認めるといふようなのは、これは税というよりもむしろ全般的な中小企業対策からやるべきことであつて、それが税の中に混入しておるという立場をとつております。したがつて、これも本来はだんだん整理をしていかなければならない。中小企業であらうと大企業であらうと、同じように法人税は処理していくのが原則だと思つております。

それから所得税関係の特別措置でございますが、いま残つておりました非常に大きなのは、生命保険料控除なり少額貯蓄の利子等の非課税なり、あるいは住宅取得控除等々でございますが、これは皆様の国会の審議を見ておりますと、やはりこういう少額貯蓄の利子等の非課税は存続の御意見の方が多いうございませうし、それから住宅取得控除も新規の住宅じゃなくて中古まで及ぼせという御意見も伺いましたので、むしろこれは

拡充の方向へ皆様は主張をしていらっしゃるというふうには私どもはとります。これは本来はやはりないにしくはない。幾ら少額貯蓄であらうと非課税ということをやっても続けておくのがいいのか悪いのか。これは所得税のすっきりした性質をゆがめるものでございますから、やはりやめるべきだろう。

ただ、これから恐れますのは、やはり弱者を救おうとか保護しようとかというような配慮というのは、わが国では特有の情緒的な観点から非常に大幅に出てくる可能性がございますが、それが新しい特別措置をつくっていくんではないかということ、これを非常に私は恐れます。したがって、特別措置の整理はしたけれどもまた別に新しい特別措置が出てくることはこれは好ましいことではなからうと思ひます。

それから、第二番目の一般消費税の増税の前にやることは何かとおっしゃれば、もう直ちに回答をいたしますが、それは所得税の増税をやることであります。どのような増税のやり方があるかといふと、いまの日本の所得税というのはかなり外国では評判がいいんであります。しかし評判のよしあしは別として、いまよりずっと高所得層も中所得層も低所得層も税率を上げる。それから第二番目のやり方は何かといふと、アメリカ風にすることです。そうすると、いまの日本の高い所得層の税率はダウンさせて、そして中小を上げることであります。モデルとしては手近な例がそこにあります。そういう以外にいろんな所得税のやり方はあります。増収になることは疑いない。まずそれをやるかやらないかを決めになって、そしてそれはもうどうして日本の風土に合わないか、反対が多くてだめだということであれば、法人税の税率の若干のアップが残っておりますが、それと同時にやはり一般消費税を考へる以外に手はないか。もし一般消費税を考へずには済みません。これに越したことが

はございません。

○参考人(古田精司) お答え申し上げます。

第一点、今後の租税特別措置の方向でございますが、御指摘のように、大企業、中小企業で租税特別措置の利用度が異なっております。これはもう統計資料からも明らかであります。その理由など追求いたしますとまた長くなりますのでここでは立ち入りませんが、いま一つの問題は租税特別措置が補助金とか、エクスピリットな租税特別措置にしたいんではないかという議論もござい

ます。この議論も実は私どもの間では片づいてない議論だと申し上げる方が率直ではないかと思ひます。基本的には、やはり最初に私が申し上げましたように、そして石さんも強調されておりましたように、租税特別措置といったインセンティブ措置が支払うコストは現在余りにも高過ぎるというところで、それを考慮に入れていただきたい。すると、もともと租税特別措置は時限立法でございますので、役目を果たしたものでからとんどこれは整理していくのは筋でございます。残しておくのでしたらこれは本法に繰り入れるのがやはり筋ではないかと、そういうふうな考へております。

それから第二点、一般消費税のほかに候補となるような増税の税金があるかどうか。これはただいま木下先生が御指摘なさったように、所得税のほかにございせん。所得税について申し上げますと、かつてヨーロッパの社会主義政党が選挙のときに所得税の減税をもつて戦ったことはございせん。しかし四〇年代に入りましてから、いや三〇年代のうちはある国、ドイツあたりで始まっていたんですが、所得税の減税ということを社会主義政党が訴えるほど所得税が国民に与えるところのいわば重税感が高まってきた。これが現状じゃないかと思ひます。そういういたしますと、先ほど木下先生御指摘になられたように、所得税が果たして現在の日本の現状でこれが政治のレベルでもって増税というふうに打ち出せることがどこまで可能か、非常に私としてはむずかしい

問題だというふうに考へております。先ほど申し上げましたような論旨から、やはり一般消費税がいわゆるラストリゾートと申しますか最後のよりどころではないかというふうに、われわれ先ほど申し上げました六、七人ほどの研究者が集まっていろいろ議論を重ねたところの結論というふうに申し上げたいと思ひます。

○参考人(石弘光) 第一点の、租税特別措置法をどこまでやたらいいかという御質問だと思いますが、結論から申しますと、私は個人所得税に關しては全然要らないと考へております。ということは、例の少額貯蓄のマル優から生命保険、配当等とすべて含みますが、そういうたもので財源を失うよりは、一たん吸い上げた後で弱者救済という名目を、表に出すならばトランスファーズをやった方がずっといいのではないかという意見を持つております。と申しますのは、たとえばマル優などがあるがゆえに、いろいろ名寄せの問題が起こったり、何か利子所得に対してまともに税金を払うのはばかっているといった風潮が、まあそういう言つてはなんですが、若干というよりは大きい社会に満ち満ちておるわけでありまして、利子に対しては全額課税されるということがおいおい定着いたしますと、そういう問題もなくなってくるわけでありまして、恐らく弱者救済の問題が絶えず出てくるでございしょうが、これは支出面ではなくはカバーした方が、いろいろ行政コストや何かの問題がありますが、筋としてはこちらの方がいいのではないかと。

法人税に關しても、できれば極力なくし、シャープが言つたあたりまで戻つてもいいと思ひますが、ただ時代が変わり国際化しております。日本だけ厳しくするということも国際競争力の面から問題が出てくる場合もございまして。そういう意味で、原則としてはやっぱり吸い上げた後で補助金ということがいいと思ひますが、しかしそのときどきで、一國の政策目標の上で非常に重要な目標が出てきてそれを税で助長するということも許されることがあるかと思ひます。昔

ならば資本蓄積であり輸出の振興であつたでしょう。いまでは何ですか、ちよつとさつき申しましたが、恐らく省資源とか省エネルギーとか、何かそういう問題であらうかと思ひます。そういうたごく例外的なものについて法人税あたりからのブッシュというものは、まあやむを得ざる事象として認めてもしようがないのではないかと気がいたしております。

それから第二点の方は、私も言うべきことではないのであります。私は元来一般消費税より所得税でやるということを主張しておりますので、一般消費税は第二ランクであります。所得税の方が第一ランクでございまして、このためには私は納税者番号の導入まで考へた上で、資産所得の把握というもので入れた形で、課税の公平ということを一層深めつつ所得税の強化をすべきであると、これを考へております。

○野末陳平君 ありがとうございます。

○委員長(崎崎均君) 参考人の方々は、本当に長時間にわたつて貴重な有益な御意見をお述べいただきましてありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございます。次回三月二十八日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後三時五十六分散会

昭和五十三年四月十三日印刷

昭和五十三年四月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局